

第2次

南魚沼市教育基本計画

共に学び、共に創る「学びの郷 南魚沼」



令和4年4月

南魚沼市教育委員会

はじめに

このたび、第2次南魚沼市教育基本計画を策定いたしました。この計画は、平成23年に策定した「南魚沼市教育基本計画～笑顔あふれる教育プラン～」及び平成28年に見直しを行った「南魚沼市後期教育基本計画～笑顔あふれる教育プラン～Ⅱ」に基づき推進してきた『南魚沼市らしい教育』の成果を振り返り、新たに策定したものです。

本来の計画期間であれば、令和3年に新たな計画を策定するところでしたが、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により社会が大きく変化し、教育においても情報通信技術の活用を推進させる一方で、新たな生活様式による教育活動の大きな変化が生じてきました。

これらの状況を整理したうえで新たな計画を策定するため、後期教育基本計画の期間を1年延期するとともに、新たな計画の期間を令和4年度から令和13年度までの10年間といたしました。

私たちは、少子化や高齢化、人口減少に伴う地域の担い手不足など社会の急激な変化に直面しています。また、加速するデジタル化への対応や新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式の実践も求められ、教育現場においても大きな変革が必要となっています。

人生100年時代に向かう今、私たちは多様な社会のニーズや変化に対応しながら、『南魚沼市らしい教育』の実現を目指し、生涯にわたる学びの充実に努めなければなりません。そのため、このたびの計画では、各教育分野において、学校・地域・家庭はもとより、多様な人材が役割分担をしながら互いに連携・協力して、人生100年時代のそれぞれのライフステージに応じた様々な学びの充実を図ることとしました。

計画策定にあたっては、令和元年度に南魚沼市教育基本計画検討委員会を設置し、人のライフステージごとに5つの専門部会を置き、それぞれの部会において検討を進めてきました。

計画の策定に携わっていただいた多くの方々に感謝申し上げますとともに、計画の確実な推進に向けて市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和4年4月

南魚沼市教育委員会 教育長 岡村 秀康

目 次

第一編	総論	3
第1章	計画の策定にあたって	4
1.	計画策定の趣旨	4
2.	計画の位置づけ	4
3.	これまでの教育基本計画との関連について	5
4.	計画の期間と構成	5
5.	計画策定に向けた5つの基本的視点	6
第2章	計画策定の背景	8
1.	世界、国、県、市の動向	8
2.	南魚沼市の教育の状況	11
3.	前後期計画における取組の検証	14
第二編	基本構想	17
第1章	計画の理念	18
1.	共に学び、共に創る、「学びの郷 南魚沼」が目指すこと	18
2.	「学びの郷 南魚沼」の理念	19
第2章	計画の枠組み	26
1.	「人のライフステージ」と「学びの提供主体」が織りなす「学びの場」	26
2.	人のライフステージと学びの提供主体	27
第三編	基本計画	31
第1章	各ライフステージの「学びの場」	32
1.	各ライフステージの学びの課題と方向性	32
第2章	各分野の施策及び事業の方向性と今後の取組	40
1.	各分野の基本方針と主な事業	40
2.	教育基盤整備の方向性	50
第3章	計画の着実な推進	52
1.	数値目標の設定	52
2.	PDCA サイクルの確立	52
3.	各分野の指標と目標値	53
資料編		57



南魚沼市立図書館

第一編

総論

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

南魚沼市教育委員会では、平成23年度に「南魚沼市教育基本計画～笑顔あふれる教育プラン～」を策定し、南魚沼市の教育の発展に取り組んできました。

また、平成28年度に、策定から5年が経過した教育基本計画の見直しを実施し、義務教育期の学校教育のみならず、「全ての南魚沼市民の学び」を念頭に、「南魚沼らしい」教育計画へと発展させた「南魚沼市後期教育基本計画～笑顔あふれる教育プランII～」を策定しました。

一方、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の改正により、首長と教育委員会が教育政策について協議・調整する場として総合教育会議が平成27年に設置されました。総合教育会議では、後期教育基本計画の概要版をもって、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、地方公共団体において定めることとされている、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（いわゆる教育大綱）とすることを決定しました。

このたび、教育基本計画の計画期間が令和2年度で終了することから、次期教育基本計画の策定に向け、令和元年度から教育委員会内に策定検討部会を設置し、現状と課題について協議してきました。しかし、策定作業半ばで発生した感染症の世界的大流行により、社会や環境が大きく変化し、それらが将来的な教育の方向性にも大きな影響を及ぼしかねない状況となり、策定作業の継続も困難となったことから、後期教育基本計画の計画期間を1年延長し、状況把握に努めることとしました。

今回の第2次南魚沼市教育基本計画（以下、「本計画」と言う。）は、こうした教育を取り巻く社会動向の変化を踏まえ、どのような状況においても、自ら考えて生きるために行動できる力の育成など、教育の重要性を改めて認識したうえで、後期教育基本計画で示した「学びの郷 南魚沼^{さと}プラン」を、「共に学び、共に創る 学びの郷 南魚沼」として発展継承させて策定したものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「南魚沼市後期教育基本計画～笑顔あふれる教育プランII～」を継承し、第2次南魚沼市総合計画後期基本計画と整合を図り策定した市の教育行政の指針となる計画です。また、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、地方公共団体が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画として位置付けるものです。本計画に基づいて市の教育振興施策を進めることとします。

3. これまでの教育基本計画との関連について

平成23年度に策定した「南魚沼市教育基本計画～笑顔あふれる教育プラン～」では、前期5年間は「義務教育期の学校教育」に重点を置いた計画でした。これに続く後期の5か年計画では、南魚沼市の市民憲章に掲げる「人間、自然、ものづくりをいつまでも大切にし、明るく住みよいまちづくりを進めるよりどころ」としての教育の役割に着目し、「全ての南魚沼市民の学び」に重点を置いた「南魚沼市らしい」教育計画へと見直しを図りました。

具体的には、義務教育に加え、幼児教育、社会教育、生涯学習、生涯スポーツ、子供と若者の相談支援など教育を広範囲にとらえ、南魚沼市民全員が笑顔で暮らせるまちづくりに向けた教育の方向性を「学びの郷 南魚沼プラン」としてまとめ、「南魚沼市後期教育基本計画～笑顔あふれる教育プランⅡ～」(以下、前後期計画と言う。)に包含し、平成28年4月に公表しました。

本計画では、これまでの取組を検証したうえで、昨今の急激な社会の変化を踏まえ、必要な見直しを行う一方、前後期計画の「学びの郷 南魚沼プラン」を発展継承させ、計画全体の基本的な方向性を、

共に学び、共に創る 学びの郷 南魚沼

としています。

4. 計画の期間と構成

本計画の期間は、令和4年(2022年)4月から令和14年(2032年)3月までの10年間とします。また、社会情勢や経済、市民のライフスタイルなどの様々な影響を考慮し、中間年を迎える令和8年度(2027年3月)に計画の見直しを検討します。

本計画は、次の通り「第一編 総論」、「第二編 基本構想」、「第三編 基本計画」の3層で構成しています。

第一編 総論	計画策定の趣旨や位置づけを示したものです。
第二編 基本構想	南魚沼市の教育の理念と目指す方向及びその枠組みを示したものです。
第三編 基本計画	南魚沼市の目指す教育を推進するために、各ライフステージの特徴や課題を踏まえ、各分野において取り組む施策と主な事業を示したものです。

5. 計画策定に向けた5つの基本的視点

● 不易と流行を見据えての計画策定

「不易流行」は、いつまでも変化しない本質的なものを忘れることなく、新しく変化をしているものも取り入れていくことを表しています。不易流行の原理を大切にしながら計画を策定します。

● 学びと教えの循環を意識した計画策定

人は学ぶことによって育ち、社会は文化を教え育てることによって受け継がれていきます。『学ぶ』ことは『真似ぶ』ことだといわれます。幼子は親のまねが大好きで、年齢が上がるにつれて、教師や先輩や有名人などへと「まねる・学ぶ」対象を広げます。「先に生まれた」人の技術や経験、思索や生き方などは、多くの人にとって「学びたい」ことがらです。もちろん、近所に住む「匠」や「趣味人」も、いろいろ知っている「知恵者」も、世話好きな「ボランティア」も、「真似たい」人のはずです。かつて「教わっていた人」が、やがて立場が変わり「教える人」になることで、市民を中心に途切れることなく、学び合ったり、教え合ったりする循環が生まれます。この学びと教えの循環が生まれること、しかも継続し生まれ続けることこそが、持続可能な「学びの郷 南魚沼」の推進力となります。

● 幼児期からはじまる人生100年時代を見据えた計画策定

イギリスの経済学者リンダ・グラットンとアンドリュー・スコットの著書「The 100-Year Life」（人生100年時代）では、日本語版の序文の冒頭で「国連の推計によれば、2050年までに、日本の100歳以上人口は、100万人を突破する。2007年に日本で生まれたこどもの半分は107年以上生きることができる。」と長寿化時代の到来を予測しています。人生50年時代と言われた倍も長く生きる時代においては、従来の「教育→雇用→退職後」という比較的安定した三つのステージを歩む人生のシナリオが変わって、多様に変化するマルチステージ（多段階）の人生が登場し、「転職や起業」、「学び直しや移住」などの「変身」が特別ではなくなり、人生後半にまとまった自由な時間を手にすることも十分想定されます。これまでに経験したことがない状況に右往左往するのではなく、学びを織り込んだ長寿社会が構成できるように計画を策定します。

● 「多様な人（ヒト）資源の地育地活」を目指す計画策定

本市の総合計画においても、人づくりは地域の最大の課題であるとしています。受け継がれた尊い命を大切に育み、成人した一人一人が「一人前の大人として」活躍できる場を創り続けることこそ、第一義的に社会が取り組むべきことです。

この地域で生まれた子供たちが、周囲の温かい見守りと多様な学びにより、郷土に愛着を感じ、地域への関心を高めることに加え、将来、地域の発展に向けた活動に参画することを、自らの意思によって選択できるような社会の形成を目指す必要があります。このようなヒト資源の地域での育成（地育）と活用（地活）が間断なく繰り返されることにより持続可能な社会が構築されます。

ふるさと意識をごく自然に醸成しつつ多様な人を育て、やがて南魚沼で活躍することができるようにとの願いを込め、「地育地活」を目指した計画を策定します。

● 持続可能な社会の構築を意識した計画策定

2015年9月の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ（行動計画）」が加盟国の全会一致で採択され、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す17の国際目標であるSDGs（Sustainable Development Goals）「持続可能な開発目標」が示されました。目標4「質の高い教育をみんなに」では、「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」とされています。このようなSDGsの考え方を理解しながら計画を策定します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



1. 世界、国、県、市の動向

(1) 世界の動向

OECD（経済協力開発機構）では、2015年からEducation2030プロジェクトを進めてきました。このプロジェクトは、2030年という近未来において子供たちに求められるコンピテンシー（成果をあげる行動特性）を検討するとともに、そうしたコンピテンシーの育成につながるカリキュラムや教授法、学習評価などについて検討していくものです。

文部科学省が公表する中間的な概要報告によれば、社会を変革し、私たちの未来を作り上げていくためのコンピテンシーとして次の3点が掲げられています。

- ①新たな価値を創造する力
- ②対立やジレンマを克服する力
- ③責任ある行動をとる力

(2) 国の動向

平成30年6月に、国は2018年から2022年を計画期間とする「第3期教育振興基本計画」を閣議決定しました。この第3期計画では、2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方を示し、生涯にわたる「可能性」と「チャンス」の最大化に向けた視点と、教育政策を推進するための基盤に着目し、次の5つの方針により取組を整理しています。

- ①夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- ②社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- ③生涯学び、活躍できる環境を整える
- ④誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- ⑤教育政策推進のための基盤を整備する

一方、地方公共団体には、国の計画を参酌しつつ、教育に関する計画の策定に努めるよう求めています。

また、新しい時代の初等中等教育の在り方についての文部科学大臣からの諮問を受け、中央教育審議会は、令和3年1月に、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)を取りまとめました。

答申では、社会の在り方が劇的に変わるSociety5.0*¹時代の到来と、新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」において、新学習指導要領の着実な実施とICT*²の活用などにより、「一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要」としています。

*印の用語については、55ページ以降に解説を掲載しています。

(3) 県の動向

新潟県・新潟県教育委員会では、平成26年4月に「新潟県教育振興基本計画」を策定し、平成31年3月に改定しました。

教育の基本理念を「一人一人を伸ばす教育～一人一人の個性に応じた、質の高い豊かな教育の推進～」とし、今後目指すひとづくりの姿を、「ふるさとへの愛と誇りを胸に、夢や希望を持って粘り強く挑戦し、未来を切り拓いていける、たくましいひとづくり」としています。

また、次の5つの基本方針を示し、施策を展開していくこととしています。

- | |
|-------------------------|
| ①一人一人の個性や能力を伸ばす教育の推進 |
| ②誰もが等しく豊かな教育を受けられる環境の整備 |
| ③魅力ある高等教育環境の充実 |
| ④児童生徒が安全に安心して学べる学校づくり |
| ⑤生涯学び活躍できる環境づくりと文化の振興 |

(4) 市の動向

① 南魚沼市総合計画の策定

南魚沼市は、旧大和町と旧六日町の合併により平成16年11月1日に誕生しました。また、平成17年10月1日には、旧塩沢町が加わり現在の市域となりました。

平成18年に市の最上位計画として第1次南魚沼市総合計画（計画期間：平成18年度から平成27年度まで）を策定して以降、次のような計画の見直しを行っています。

策定年月	名称	計画期間
平成22年3月	第1次南魚沼市総合計画後期基本計画	平成22年度～平成26年度
平成27年3月	第2次南魚沼市総合計画	平成27年度～令和7年度
令和3年3月	第2次南魚沼市総合計画後期基本計画	令和3年度～令和7年度

総合計画では、将来像の実現に向け、4つの基本理念に基づき、まちづくりの枠組みを6分野の政策大綱に位置づけています。

将来像	自然・人・産業の和で築く 安心のまち
基本理念1	郷土を愛し、一人ひとりがつくるまち
基本理念2	人の和で支えあう安心のまち
基本理念3	力強い産業が育ち、働く魅力がたくさんあるまち
基本理念4	新しい課題に柔軟に対応する行政組織をもつまち

政策大綱	まちづくりの目標
保健・医療・福祉	地域ぐるみでつくる健康・福祉・子育てのまち
教育・文化	学ぶ喜び・文化をはぐくむ喜びのあるまち
環境共生	豊かな自然を守り、そして共に生き、100年後に引き継いでいくまち
都市基盤	住みたい、住み続けたいまち
産業振興	豊かな自然を活かし、自然や人にやさしく力強い産業のまち
行財政改革・市民参画	世界にひらく市民が誇りをもてるまち

② 南魚沼市民憲章の制定

南魚沼市では、明るく住みよいまちづくりを進めるよりどころとするため、平成19年4月に市民憲章を制定しました。

南魚沼市民憲章

わたしたちのふるさとは、魚野川、越後三山と巻機山、カタクリの群生など、豊かな自然に恵まれています。

先人たちは、この美しく、ときには厳しい自然と共存しながら、人間を思いやり支えあう気持ちをはぐくみ、ふるさとの歴史を刻んできました。また、コシヒカリをはじめとする特産物とものづくりは、先人たちの知恵と努力の結晶です。

わたしたちは、先人たちが守り発展させてきたこの「人間・自然・ものづくり」をいつまでも大切にし、明るく住みよいまちづくりを進めるよりどころとして、この憲章を定めます。

- ・わたしたち南魚沼市民は、人間を大切にします。
- ・わたしたち南魚沼市民は、自然を大切にします。
- ・わたしたち南魚沼市民は、ものづくりを大切にします。

2. 南魚沼市の教育の状況

(1) 市立学校の児童生徒数

① 小学校の児童数

(令和3年5月1日現在)(人)

学校名	1学年			2学年			3学年			4学年			5学年			6学年			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
三用小学校	4	3	7	8	7	15	2	7	9	9	5	14	5	7	12	6	5	11	34	34	68
赤石小学校	3	12	15	4	0	4	11	5	16	4	8	12	6	8	14	8	7	15	36	40	76
浦佐小学校	22	23	45	28	18	46	25	23	48	17	25	42	17	21	38	21	12	33	130	122	252
大崎小学校	8	14	22	14	12	26	9	10	19	16	16	32	12	9	21	9	10	19	68	71	139
後山小学校	0	2	2	3	0	3	1	0	1	1	2	3	2	1	3	0	2	2	7	7	14
藪神小学校	5	9	14	9	13	22	17	8	25	14	9	23	16	13	29	18	9	27	79	61	140
城内小学校	15	20	35	23	20	43	25	18	43	26	19	45	23	24	47	25	16	41	137	117	254
おおまき小学校	16	5	21	13	11	24	17	9	26	9	15	24	14	16	30	9	12	21	78	68	146
五十沢小学校	20	12	32	18	12	30	15	16	31	14	16	30	16	14	30	13	12	25	96	82	178
北辰小学校	18	22	40	14	24	38	24	23	47	31	24	55	32	23	55	23	28	51	142	144	286
六日町小学校	31	45	76	30	35	65	28	30	58	38	35	73	32	30	62	32	33	65	191	208	399
上田小学校	7	9	16	13	5	18	7	13	20	9	13	22	14	9	23	16	15	31	66	64	130
栃窪小学校	0	1	1	0	0	0	1	2	3	1	2	3	0	1	1	2	1	3	4	7	11
塩沢小学校	28	32	60	32	32	64	28	35	63	28	39	67	40	38	78	31	37	68	187	213	400
中之島小学校	8	10	18	15	8	23	10	14	24	13	19	32	15	16	31	15	11	26	76	78	154
石打小学校	3	6	9	6	8	14	3	2	5	8	5	13	9	5	14	7	8	15	36	34	70
上関小学校	6	3	9	3	3	6	13	5	18	4	3	7	6	15	21	6	2	8	38	31	69
合計	194	228	422	233	208	441	236	220	456	242	255	497	259	250	509	241	220	461	1,405	1,381	2,786

② 中学校の生徒数 (令和3年5月1日現在)(人)

学校名	1学年			2学年			3学年			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
大和中学校	62	63	125	70	71	141	60	46	106	192	180	372
八海中学校	52	46	98	47	56	103	46	40	86	145	142	287
六日町中学校	53	46	99	60	52	112	78	53	131	191	151	342
塩沢中学校	83	73	156	68	61	129	90	81	171	241	215	456
合計	250	228	478	245	240	485	274	220	494	769	688	1,457

③ 特別支援学校の児童生徒数

(令和3年5月1日現在)(人)

学校名	学部	1学年			2学年			3学年			4学年			5学年			6学年			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
総合支援学校	小	4	0	4	2	1	3	2	2	4	3	0	3	4	0	4	5	0	5	20	3	23
	中	4	2	6	3	3	6	5	2	7	/	/	/	/	/	/	/	/	/	12	7	19
	高	11	3	14	12	4	16	9	5	14	/	/	/	/	/	/	/	/	/	32	12	44
合計		19	5	24	17	8	25	16	9	25	3	0	3	4	0	4	5	0	5	64	22	86

(2) 「学びの郷 南魚沼」の取組

① 各ライフステージに応じた学びの場の参加状況

ア 幼児・少年教育（幼児、児童生徒）

参加延べ人数（人）

事業名	H30年度	R元年度	R2年度
のびのび塾、子ども俳句大会ほか	3,608	3,862	2,532

イ 成人教育（青年・成年、壮・中年、高齢者）

● 女性学級

参加延べ人数（人）

事業名	H30年度	R元年度	R2年度
女性学級 市内一円	330	241	25
地域女性学級	114	160	35
合計	444	401	60

● 市民教養セミナー、教室

参加延べ人数（人）

事業名	H30年度	R元年度	R2年度
料理教室	146	116	94
日本語交流教室	337	357	166
合計	483	473	260

● 高齢者教育

参加延べ人数（人）

事業名	H30年度	R元年度	R2年度
しゃくなげ学級（六日町地域）	3,734	2,869	1,180
生きがい学習（大和地域）	347	270	115
金城大学講座（塩沢地域）	2,195	2,188	954
趣味の教室（塩沢地域）			
合計	6,276	5,327	2,249

② 公民館事業の参加状況

参加者数（人）

施設名	H30年度	R元年度	R2年度	備考
大和公民館	1,142	787	0	音楽祭・演劇祭、芸能祭など
塩沢公民館	1,427	1,335	1,294	美術展、書道展・俳句大会
合計	2,569	2,122	1,294	

③ 総合型地域スポーツクラブの参加状況

参加延べ人数（人）

事業名	H30年度	R元年度	R2年度
南魚スポーツパラダイス	53,729	58,701	25,927
スポーツ&ライフ南魚沼	3,427	10,739	2,018
合計	57,156	69,440	27,945

④ 文化施設の利用状況

（人）

施設名		R元年度	R2年度
市民会館	大ホール	47,017	10,751
	多目的ホール	25,403	13,896
	その他	4,736	2,186
	計	77,156	26,833
鈴木牧之記念館		9,615	3,318
トミオカホワイト美術館		4,862	3,863
池田記念美術館		16,309	10,452

⑤ 図書館の利用状況（大和・塩沢図書室を含む）

（人）

事業名	H30年度	R元年度	R2年度
南魚沼市図書館	299,044	295,890	202,127

⑥ 体育施設の利用状況

（人）

施設名		R元年度	R2年度
ディスプレイ南魚沼	プール	72,659	52,270
	アリーナ	21,580	13,987
	トレーニングルーム	22,011	14,130
	ランニングトラック	8,187	5,377
	スラックラインほか	(未設置) -	1,092
二日町体育館		16,718	13,279
五日町雪国スポーツ館		7,129	4,999
大和B & G体育館		13,290	10,211
塩沢勤労者体育センター		10,500	8,194
南魚沼市トレーニングセンター		23,152	15,862
中之島農村環境改善センター		3,062	5,549
上田農村環境改善センター		2,499	3,133
浦佐体育館		4,027	2,355
二日町グラウンド	野球場	7,708	5,579
	テニスコート	176	179
小栗山サンスポーツランド	テニスコート	240	91
	スケートパーク	4,718	5,525
	ゲートボール	745	288
大和野球場		4,055	2,706
浦佐グラウンド		6,055	3,288
大原運動公園	野球場	8,966	4,434
	多目的グラウンド	18,321	13,720
	テニスコート	25,243	9,666
塩沢グラウンド		6,166	6,179
石打グラウンド		1,044	224
大福寺工業団地多目的広場		2,281	684
中之島農村広場		530	28
欠之上クロスカントリーハウス		983	6,380
塩沢ゲートボール場		90	0
すぱーく塩沢		3,040	2,999
五日町シャンツェ		243	245
県営石打丸山シャンツェ		313	123
南魚沼市モンスターパイプ		(営業日0) -	1,206
五十沢体育館		2,160	3,160
旧五日町小学校体育館		1,789	2,089
合計		299,680	219,019

3. 前後期計画における取組の検証

(1) 学校教育・幼児教育推進編の基本方針の検証

基本方針1 安全・安心で、活気に満ちた学校づくり

「不登校の発生率」、「学校に行くのが楽しいと回答する子供の割合」などの項目が目標値に達していません。子供たちが発する様々なサインを受け止め、その子供について正しく理解し、適切に対応することが重要です。近年、人との関わりを苦手とする子供が増えています。人とかかわることの喜びや楽しさを実感しながら、力を伸ばすことができる学びの場の充実が地域全体で求められています。

基本方針2 意欲を高め、確かな学力を育成する教育の推進

家庭学習が量的・質的に不足しており、子供たちの学ぶ力の低下が懸念されます。教師の指導力、家庭の教育力、学校の経営力のそれぞれを向上させ、子供たちが学ぶことの楽しさを実感できるような環境を創り出すことが重要です。読書習慣、本で物事を調べる習慣を子供の時期から確立する重要性を認識し、学校図書館の機能充実に加え、家庭や地域と連携して指導・啓発する必要があります。

基本方針3 健やかな身体を育成する教育の推進

子供たちの運動能力は向上しています。「競い合う」ことに目標をもって取り組む運動と、「心身の健康」のために楽しみながら取り組む運動の両面からの学びが重要です。そのため、今後の中学校の部活動改革に合わせ、地域スポーツ活動の充実と人材育成を図る必要があります。

基本方針4 夢、未来、希望を育む教育の推進

感染症の流行により中学生海外派遣などの交流事業が中止となりましたが、国際科の取組やALT*3の配置を積極的に進め、学びの場の充実に努めています。

ICTを活用した教育を推進するためには、1人1台端末の導入に加え、電子黒板等のICT機器をさらに充実させ、教育環境を整備する必要があります。また、地域全体で子供たちの生きる力を育むためには、全ての学校へのコミュニティ・スクールの導入が重要となっています。

基本方針5 共生社会の礎を築く特別支援教育の推進

特別支援教育推進室と学校との連携により、子供の学びやすい環境が整い、教員の指導力も向上しています。共生社会の実現に向け、介助員や学校看護師等を適切に配置し、障がいの有無にかかわらず、全ての子供たちが学びやすい環境、生活しやすい環境を整備することが重要です。

基本方針 6	生きる力の基礎を培う幼児教育の充実
<p>幼児教育の目的は「人格の基盤を培う」ことで、その方法は環境によるものとされ、その環境には、幼稚園、認定こども園、保育園等の幼児教育施設だけでなく家庭・地域も含まれます。乳児期(0歳から1歳6か月)に大切なことは「アタッチメント(愛着の形成)」であり、幼児期(1歳6か月から5歳)に大切なのは「自分をコントロールする力(感情と思考をコントロールする力)」です。人格の基盤を培う幼児期は、家庭・地域をはじめ幼児教育施設を含んだよりよい環境づくりが重要です。これからの Society5.0 の社会を生きる人を育てるためには「自ら考え答えを見出せる人」を育てることが求められます。乳幼児期の愛着形成や感情や思考をコントロールする力をつける教育の重要性を保護者や地域全体で理解し、環境づくりを進める必要があります。</p>	

(2) 生涯学習・社会教育推進編の基本方針の検証

基本方針 1	「学びの郷南魚沼プラン」を実行に移すことを念頭に、より詳細なグランドデザイン及び実施計画を策定し、準備が整ったところから実行する
<p>「学びあい、教えあい、伝えあい、そして輝く、わたしと地域」を掲げ、「学びの郷 南魚沼プラン」に取り組みました。各種教養講座(市民カレッジ事業)、子ども向けの体験教室(たんけん南魚沼事業)、各地区の高齢者学級を運営(幸齢義塾事業)など、多くの地域人材を活用し、学びあい、教えあう事業を実施しました。感染症の流行により、従来の活動が困難になった際は、オンライン配信を行うなど、工夫しながら「学びの郷 南魚沼プラン」の充実を図りました。</p>	
基本方針 2	地元での学びの継続という市民の欲求を満足できるよう短大・専門学校レベルの高等教育の場(市民カレッジ(仮称))を設ける
<p>従来の社会教育関連事業を、短大・専門学校レベルの高等教育の場としての視点から協働可能性を評価することはできませんでした。持続可能な市民カレッジの在り方について、学びの好循環の視点から再構築する必要があります。</p>	
基本方針 3	市民や市民グループが主体的に立案した生涯学習・社会教育関連企画を実現・実行できるような仕組みと支援体制づくりを、生涯学習センター(仮称)の設置の是非を含め検討する
<p>市民会館内の旧市立図書館の空きスペースを活用して「生涯学習センター(仮称)」の設置を検討しましたが、教育委員会事務局の大和庁舎から市民会館への移転を優先したことから、計画は中止となり、現在に至っています。</p>	

(3) 子ども・若者育成支援推進編の基本方針の検証

基本方針 1	3つの相談窓口（子ども相談、若者相談、家族相談）を機能させ、セーフティネットとしての相談体制を充実させる
<p>子ども相談では、市教委の指導主事やスクールソーシャルワーカー*4（SSW）と連携しながら、ケースに応じた相談・支援を実施しました。来所支援を行うとともに、市内の中学校に心の教室相談員を派遣し、生徒と関わり、教員や関係者と気づきを情報交換しました。また、令和3年度から学習支援として「スタディルーム」を本格的に実施しました。若者支援では、相談支援や来所による居場所づくりに加え、就労体験を実施しました。家族相談では、ニーズに応じた相談をはじめ、定期的に家族の集いを開催し、一緒に考える機会としています。</p>	
基本方針 2	市役所各課や関係機関及び医療機関の専門性や特性を活かし、相談を「つなぐ」、「寄り添う」など相談者の実態に合った包括的な相談支援体制の充実を図る
<p>市では令和3年度に「こども家庭サポートセンター」を設置しました。妊娠期から子育てまで子供に関する相談窓口を一元化するとともに、DV*5や虐待にも対応しています。</p> <p>また、南魚沼市子ども・若者支援地域協議会を定期的に開催し、支援の実態に合った研修会をしました。</p>	

(4) 家庭教育編の検証

<p>家庭教育編では、基本方針を設定しませんでしたので、目標の達成状況等による検証は行っていません。一方、市内4か所の小学校と総合支援学校に設置した家庭教育支援チーム「だんぼの部屋」は、誰もが気軽に立ち寄れる場所として、子育ての悩みを聞き、アドバイスを行う不安解消の場となりました。</p> <p>また、心豊かな子育て教室をはじめ、大和地区の「たんぽぽ座」や、青少年の健全育成事業などの実施により、家庭・地域で子供たちを見守りながら、成長を促す取組を進めています。</p> <p>一方、支援する人材が不足しており、支援者の養成や処遇改善が課題となっています。すべての家庭において、等しく主体的な家庭教育ができるように、地域の多様な主体の参画と支援の充実が求められています。</p>	
--	--



「学びの郷 南魚沼」のびのび塾（チョークアート）

第二編

基本構想

第1章 計画の理念

1. 共に学び、共に創る「学びの郷 南魚沼」が目指すこと

良質な水や空気、安全や安心などと同様に、整備された学びの環境は、人が生活する上で欠くことはできません。学びの空気感が溢れるまちに住み続けたいとの願いは、子育て世代だけでなく、程度の差こそあれ、誰もが持ち合わせる欲求です。

南魚沼市が進める教育の根底には、「共生社会の実現」への強い思いがあります。それは、すべての人が多様性を認め合い、バランスよく生活することができる社会を目指すことです。

個人は自分探しと自分磨きに努め、社会は希望と愛にあふれる地域づくりを目指します。その原動力となるのは、生涯にわたる学びの継続です。学びの郷とは、「だれもが生涯にわたって学び続けることができる場所」を意味しています。様々な学びの機会や環境を整え、教育を大切にする風土を醸成していくことが重要です。

そのため、本計画の方向性に「共に学び、共に創る」を掲げ、何を学び、何を創るかを含め、「学びの郷」づくりとその推進に、市民が協働・連携し、主体的に関わることにより、市民同士の結びつきを創り出す契機となるように、取組を進めます。

2. 「学びの郷 南魚沼」の理念

共に学び、共に創る 学びの郷 南魚沼

今、育みたい10の力・態度

かけがえのない自分として…

- 自らの生涯を生き抜く力
- より善く生きる力
- 学ぶ力・学び続ける力
- 夢を描き、それに向けて挑む力

社会の一員として…

- 社会や人と関わる力
- 公共のルールやマナーを守り人権を尊重する態度
- 助け合うこと・協働する態度
- ふるさとの未来を拓き・創る意欲や行動力

次世代にタスキをつなぐランナーとして…

- 自然や文化を守り尊重すること
- 経験からの知恵やふるさとの歴史を次世代に語り継ぐこと

生涯にわたる学びの継続

急ぐべき4つの戦略プロジェクト

- 学びの楽しさ・大切さを啓発し、気運を高める
- 身近に生涯にわたる学習環境を整備する
- 地域の特性を活かした教育プログラムの開発
- 世代を超え、学び合い、教え合い、響き合い、循環する教育の実現

多様な「学びの提供主体」による「人のライフステージ」に応じた「学びの郷」づくり

南魚沼市が目指す教育

- 一人一人を生かし、自信と希望を与え、笑顔あふれる教育
- 幼児から高齢者まで「生涯にわたる学びを可能とする」教育・学習
- お互いの人権を尊重し、責任ある行動と協働ができる市民性を育む教育
- 自然や歴史・文化への理解を深め、享受し、それらの財産を大切に保存・継承・発展させて「ふるさとを誇りに思う」教育
- 地域産業振興と「働くこと」に対する総括的・実践的な教育
- 国際交流、良質な文化・異文化との接触などを通じた国際理解・他地域理解の教育
- 家庭教育力及び地域教育力の醸成と活力あるコミュニティ形成

教育基盤整備

- 教育力向上のためのネットワーク形成
- 長期展望に立った行政組織体制の充実
- 危機管理対策の整備
- インフラの点検・整備

(1) 今、育みたい10の力・態度

● かけがえのない自分として

① 自らの生涯を生き抜く力

生き抜く力とは、どのような状況下にあっても、自ら考えて生きるために行動できる力です。自分の命は、また次の命とつながっています。自分の命と、他者の命も大事にする気持ちが大切です。

② より善く生きる力

「楽をして便利」、「おいしい」、「気持ちいい」などの快樂さや、それらをお金で追及することは、必ずしも「善さ」と同義ではありません。人間の望む最高の目的である『幸せ』につながることを「善さ」として、健康で潤いのある生活を目指し、幸福を感じながら微笑みをもって日常を生きる気持ちが大切です。

③ 学ぶ力・学び続ける力

人は生き抜くために、基本的欲求のほかに、「知る」、「学ぶ」などの学習欲を持っていると言われます。変化の激しい社会の転換期に、課題に対処できるようにするため、学ぶ力と学びを続ける力を育むことが大切です。

④ 夢を描き、それに向けて挑む力

人生 100 年時代の到来により、これまでの人生モデルとは異なる新たな生涯設計が可能となります。学び直しや転職、起業、老後の余暇などに対する考え方にも変化が見られます。自分の夢を思い描き、それに向けて努力する力を育てることが大切です。

● 家族や社会の一員として

⑤ 社会や人と関わる力

社会との関わりの中では、与え、与えられながら生きていくことが求められます。人との意思疎通を上手に図るためにはコミュニケーション能力が必要とされます。その基礎となる共感や協働、尊重や責任、権利と義務などへの複合的理解を深めておくことがより大切です。

⑥ 公共のルールやマナーを守り人権を尊重する態度

すべての人間が人間として尊重され、自由であり、平等であり、差別されてはならないことを深く認識し、社会の一員としての自覚に基づき、責任ある行動がとれ、基本的人権をしっかりと守り続ける市民性を培うことが大切です。

⑦ 助け合うこと・協働する態度

行政等のサービスが充実する一方で、地域の互助、共助といった助け合いの意識が希薄になっています。社会の変化に合わせながらも、助け合いや協働作業に取り組む態度を大切する必要があります。

⑧ ふるさとの未来を拓き・創る意欲や行動力

ふるさと南魚沼市で起きている人口減少や少子化・高齢化、地域の暮らしや産業構造の変化に関心を持ち、それらの課題解決に向け積極的に行動し、夢が溢れる未来をしなやかに創りあげていく意欲と行動力を培うことが大切です。

● 次世代にタスキをつなぐランナーとして

⑨ 自然や文化を守り尊重すること

南魚沼市の有形無形の雪国文化を守り、後世に伝えるため、豊かな自然との関わりや、雪国特有の文化や生活の知恵を体験する機会を創出し、伝える側と伝えられる側の両者が、雪国文化の尊さを再認識し、守り続けようとする積極的な気持ちを培うことが大切です。

⑩ 経験からの知恵やふるさとの歴史を次世代に語り継ぐこと

現代社会では、ICTの急激な進化やグローバル化等により、新しい知識や情報があふれ、ライフスタイルや価値観が急速に変化しています。そのような中においても、地域の先賢が長年の経験から積み上げてきた伝統的な「知恵」や「歴史」は重要で普遍の価値を持っています。それらを継承、発展させていくために、次世代に直接語り継いでいこうとする姿勢や態度が大切です。



国指定史跡坂戸城跡（復元した居館跡の石垣）

(2) 前後期計画から継承する7つの「目指す教育」

前後期計画は、その策定時の市総合計画と整合を図り、市民のよりどころとなる南魚沼市民憲章を教育の視点から考慮したうえで策定しました。そのため、前後期計画に掲げた7つの「目指す教育」についても、現在の市総合計画との整合を図るとともに、社会の状況変化を踏まえた修正を加えたうえで、次のように本計画に継承することとします。

① 一人一人を生かし、自信と希望を与え、笑顔あふれる教育を目指します。

一人一人を大事にし、認め合い、その人に合った役割の中で充実感を持つとともに、個人が自分の良さを自覚しながら一歩ずつ前進し、成就感を感じるような教育を目指します。経験から獲得したこれらの感覚は、自信や幸せに通じ、更に前向きに善く生きようと挑む希望に満ちた「生きる力」の糧となります。こうした手応えを感じた時に、笑顔にあふれる教育が可能になります。

② 幼児から高齢者まで「生涯にわたる学びを可能とする」教育・学習を目指します。

人は、「昨日よりも今日、今日よりも明日」と前進しながら、生きることを意味を探し続ける存在です。充実した人生を送るために、何歳になっても知識や情報を更新したり、更なる発見や新しい体験に挑んだりする多くの市民をサポートするためには、「学びを継続する」場を提供していくことが不可欠です。

市立図書館や運動公園など様々な施設の整備を進めてきましたが、学校教育修了後の系統的・継続的な学習機会とその環境を、さらに整備していく必要があります。子供から若者、大人、高齢者まで生涯にわたって学ぶことのできる仕組みと環境、そして教育プログラムサービスを更に充実させることを目指します。

③ お互いの人権を尊重し、責任ある行動と協働ができる市民性を育む教育を目指します。

安心して心地よく日常生活を送るためには、道路や病院、商業施設等の物理的な環境整備が必要です。一方で、一人一人が公共の精神に基づいてルールを守り、お互いの人権を尊重した言動をとり、市民憲章や計画に関心を持ちながら責任ある行動や協力し合って社会参加やボランティア活動に取り組むなどの良質な人的環境が不可欠です。そのためには、子供たちへの人権教育や男女平等教育等に加え、生涯学習においても、人権を尊重し、旧来の社会制度に対する意識改革を進める取組などが重要です。素朴で温かみのある善良な市民性の伝統を継承しながら、豊かな”市民性”をさらに育む教育を目指します。

④ 自然や歴史・文化への理解を深め、享受し、それらの財産を大切に保存・継承・発展させて「ふるさとを誇りに思う」教育を目指します。

南魚沼市は、自然に恵まれた山紫水明の地であると言われています。あまりにも身近過ぎて「良さ」が実感できず、冬は豪雪、夏は高温多湿、不便で、質の高い文化や教育に触れる機会が少ないなどマイナスイメージをもつ場合も少なくありません。

しかし、冬が厳しいからこそ解放感と生命の息吹に春を感じ、夏があるからこそ秋の豊穡を実感できるのです。越後三山や巻機山、清流魚野川に代表される南魚沼の自然と風土、歴史・文化、そこに暮らす人を教材としてできるだけ体験を通して「ふるさとへの誇り」を醸成したいと考えます。また、市民の英知と協力で「克雪や利雪等の前向きな雪国文化」を育み、若者の市外流出の阻止、ふるさと回帰の促進、自然環境保全など活気あるふるさと創生に太くつながる教育を目指します。

⑤ 地域産業振興と「働くこと」に対する総括的・実践的な教育を目指します。

地域産業の振興は、市の将来に大きく関係する重要な事項です。そのためには、直接的な担い手である個々の市民の力が必要です。

消費人口の減少に加え、新しい技術やデジタル化など急速な社会変動により、地域産業においても人材の獲得、リスク管理や経営などに、これまで以上の知識や技術の理解や習得が求められます。一方で、汗して働く勤労の意義や尊さを忘れてはなりません。地域における産業振興を教育面から支援するための総括的・実践的な教育を目指します。

⑥ 国際交流、良質な文化・異文化との接触などを通じた国際理解・他地域理解の教育を目指します。

社会のグローバル化がますます進むことが予想される中で、世界を知り、知識や考えを拡げていくことが求められています。世界各国から学生が集う国際大学は、市と包括連携協定を締結しており、児童生徒や市民との交流活動が行われています。

また、海外の複数の都市との姉妹都市提携をはじめ、韓国大関嶺（テガアルリョン）、モンゴル国などとも児童、生徒、市民団体による交流事業が行われているほか、アメリカ合衆国への中学生海外派遣事業を実施しています。広い世界や異なる文化を知り、南魚沼市のよさを再発見したり、将来を展望したりできるような国際交流の実施により、国際理解・他地域理解を促す教育を目指します。

⑦ 家庭教育力及び地域教育力の醸成と活力あるコミュニティ形成を目指します。

子供の教育は、学校等の教育機関で行われることが中心ですが、家庭教育が子供の成長に与える影響の大きさは図り知れません。また、社会性を学ぶためには地域の教育力も欠かせません。

善悪の判断や社会通念上の価値基準の多くは家庭や地域で身に付けることが多いのです。核家族化や地域の影響力が薄れているという現代社会の中で、子供が小さいうちに学ぶべきことを学べない現状があります。子供の自立と世代継承のために必要な教育を担うことは親の責務です。

かつては多くの家庭や地域で見られた「親、家族、地域の大人や古老が手本を示し、それを見て、聞いて、まねて子供たちや青年たちが育つ」という好循環を、現状に合わせて再構築することが求められています。大人が学ぶ機会や関連情報を提供しながら家庭や地域が子供や若者を育てるということの重要性への理解と誇りを促し、「家庭教育力」や「地域教育力」を高め、活力あるコミュニティの形成を目指します。

(3) 急ぐべき4つの戦略プロジェクト

少子化や高齢化、人口減少に伴う地域の担い手不足など社会の急激な変化に加え、新しい生活様式の実践が求められるなかで、新たな課題も生じていることから、4つの視点で課題を整理し、包括的に取り組むこととします。

① 学びの楽しさ・大切さを啓発し、気運を高める

平成28年社会生活基本調査によると、新潟県民の「学習・自己啓発・訓練」の行動者率（1年間に何らかの活動を行った人の10歳以上人口に占める割合）は29.0%で、全国平均の36.9%に比べ、著しく低く、全国順位は42位となっています。また、「スポーツ」や「ボランティア」の項目でも行動者率が最も低いグループに属しています。

情報のデジタル化、ICTの技術革新、グローバル化など変化の激しい社会を生き抜く力を育む「学び」は、学校だけで終わるものではありません。「学び」はいつでも、どこにでも存在しています。また、新しい生活様式の実践が求められる現代社会においては、新しい時代の流れに合わせた技術に対応した学び方を取り入れていく必要があります。

人口減少、エネルギー、多文化共生など解決困難な課題が山積した社会に向き合うためには、それぞれのライフステージにおける様々な学びを通し、その楽しさや大切さに気づき、「わくわく」、「どきどき」といった気運を高めながら、微笑みあふれる「学びの郷 南魚沼」を実現していくことが重要です。

② 身近に生涯にわたる学習環境を整備する

生涯にわたって学び、その成果を生かすことをより人生を充実させるためには、「学び」の環境を可能な限り「市内及び近隣で完結するよう」整えることが重要です。

本市においては、高校卒業後、進学のために子供たちが、南魚沼市を離れる傾向が強くなります。学習欲求を満足させることができるような短大や各種学校等の高等教育機関の市内・近隣市への設置が望まれる一方で、物理的な学習環境に加え、人的資源の発掘・育成及び活用の政策的な推進が急がれます。また、生涯にわたる「学び」の質的・量的充実に加え、南魚沼市を身近にかつ経験的に学ぶための体験型ビジターセンターや宿泊型研修施設等の整備も検討が必要です。

これらは、地域住民・団体をはじめ「産・官・学」といった様々な市民パワーの連携・協働により、効果的な仕組みづくりを検討し、包括的かつ戦略的に実施することが必要です。

③ 地域の特性を活かした教育プログラムの開発

南魚沼市民憲章にも掲げられているとおり、先人たちが守り発展させてきた「人間・自然・ものづくり」を活かした教材づくりが重要です。特に「雪」、「水」、「四季のうつろい」、「そこに生きる人と生物」などは、南魚沼市らしい教育を実現するにふさわしい宝物です。急速な人口減少と少子化、高齢化が進む中、この地だからこそ可能な調和のとれたより善く生きることを目指す教育の提供が急がれます。

④ 世代を超え、学び合い、教え合い、響き合い、循環する教育の実現

共生社会の実現を目指すうえでは、性別や人種、民族や国籍、出身地や社会的地位、障がいの有無などによらず、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画できる機会が確保される必要があります。同様に、「学び」においても、世代を超えた「学び合う」教育機会の確保による「循環する教育」の実現が求められます。途切れることのない「循環する教育」の実現により、知識や技術にとどまらず知恵や歴史や文化が伝承されることとなります。

「学ぶこと」と「教えること」は、テーマ（主題・中心課題）に対する立場や向き合い方の違いで、表裏一体です。ときには両者が立場を頻繁に変えながら、学び合ったり、教え合ったりすることもあり、「分かり合ったり」、「分かち合ったり」、「響き合ったり」しながらある事柄に対する両者の理解が進み、絆や居場所としての共同体感覚が生まれ、「学びの共同体」が形成されることとなります。

第2章 計画の枠組み

1. 「人のライフステージ」と「学びの提供主体」が織りなす「学びの場」

(1) 計画の構造

本計画では、子供から大人、そして高齢期へと連続的に続く「人のライフステージ」をたて糸（経糸）に、市民の学びの支援や実践を担う関連組織や機関等の「学びの提供主体」をよこ糸（緯糸）に、選択を可能とする多様な「学びに適した生地＝学びの場」を織りあげます。期間もテーマも内容も、場所もいろいろある中からどの「学びの場」を選ぶかは、学ぶ本人の自由です。

学ぶことで個性が活かされ、希望が湧くような「学びの場」をより多くの市民に享受してもらえるよう整えていくために、「人のライフステージ」と「学びの提供主体」の両面から計画を策定します。

人のライフステージ					
幼児期	児童 生徒期	青年・ 成年期	壮・中年期	前期 高齢期	後期 高齢期
育つ	学ぶ	巣立つ、選択、 出会う	働く、築く、 導く	熟す、伝える、 示唆する	実る、 見守る
家庭、仲間集団、自己					
幼児教育施設、学校、社会教育・生涯学習機関など					
ご近所、地域、地域団体など					
個人、サークル・グループ、法人など					
関連する行政機関や公的機関					
テレビ・メディア、ICTなど					
幼児教育 義務教育 (学校教育課)					
社会教育、生涯学習 (社会教育課、生涯スポーツ課、図書センター)					
子ども・若者支援 (子ども・若者相談支援センター)					
家庭教育支援 (学校教育課、社会教育課)					

(2) 「学びの場」の位置づけ

学校の校舎や公民館等の物理的な施設の整備をもって「学びの場」とすることは、十分ではありません。「学びの場」とは、そこで学習者の学ぶという行為が実践されていることがポイントとなります。学校が「学びの場」であると認知されているのは、児童・生徒・学生など学ぶ人がいて、教える人がいて、カリキュラムがあって、教材が開発され、さらに「学び」の環境や条件が整い、「学び」がしっかり実践されているからです。

これらのことから、本計画では、「学びたい」という学習者がいて、その欲求に応えるため知識や経験を持つ人が指導や支援を行う機会や場面のすべてを「学びの場」として位置づけます。

児童や生徒の中心な「学びの場」は、昔も今も、「学校」です。一方で、学校の他にフリースクールの必要性も急速に高まっています。「図書館」や「博物館」、「公民館」といった社会教育施設では、「学びの場」としての機能を一層発揮することが期待されています。合わせて、学習者の「学びの場」を使いこなす能力（リテラシー）を高めておくことが必要です。また、「家庭」、「地域」、「団体」といった人が関わる多くの場面で、人は学び、知恵を蓄えていきます。自然の山や川に接することも、有形無形の文化財を巡ることも、「学びの場」になり得ます。さらに、AI（人工知能）やデジタル化の技術の活用とともに、ICT等を活用した「学び」など、新たな「学び」と従来の「学び」とのベストミックスを意識しながら、「より深い学びの場」へと進化させる視点も大切です。

2. 人のライフステージと学びの提供主体

(1) 人のライフステージの特徴

ライフステージとは、人間の一生をそれぞれの段階で示したものです。

本計画では、①幼児期、②児童生徒期、③青年・成年期、④壮・中年期、⑤前期高齢期（シルバー世代）、⑥後期高齢期（プラチナ世代）の6段階に分け、次の通り、それぞれのライフステージの特徴を示します。

① 幼児期 18ヶ月～5歳ころ 「育つ」

この世に生を受けた乳児は、生き延びるために、食べることや飲むこと、しぐさでの欲求の伝達などを真剣に学びます。また、周囲との愛着の形成が図られる時期でもあります。片言の言語や歩行を習得したころから幼児の学習が本格化します。身近な人や周囲の物、自然などの環境と関わりを深め、興味・関心の対象を広げ、認識力や社会性を発達させていくとともに、食事や排泄、睡眠といった基本的な生活習慣を獲得していきます。また、子供同士で遊ぶことを通じ、豊かな想像力や、自らと違う他者の存在や視点に気づき、相手の気持ちになって考えたり、ときには葛藤を覚えたりします。

自分の感情や意志を表現しながら、協同的な学びを通じ、十分な自己の発揮と他者の受容を経験し、道徳性や社会性の基盤が育まれていきます。

② 児童生徒期 6歳～15歳ころ 「学ぶ」

小学生と中学生のいわゆる義務教育期の段階です。学校を中心とした学び優先の時期ですが、家庭や地域、社会教育や生涯学習等に参加することで、生き抜くための力や継続して学ぶ力もしっかり育ててほしい時期です。

この時期に、自らの意思によって、楽しみながら打ち込め、達成感が得られ夢中になれることと出会うこと、それはスポーツや文化活動だけでなく、探求すること、創作すること、思索することなど多岐にわたる学びの経験です。それらの経験の種がやがて芽を出し、しっかり育ち、自分らしい個性や主体性の確立につながることを期待されます。

③ 青年・成年期 16歳～39歳ころ 「巣立つ・選択・出会う」

青年期は親の保護のもとから社会へ参画し貢献する、自立した大人となるための最終的な移行時期です。思春期の混乱から脱しつつ、大人の社会を展望するようになり、大人の社会でどのように生きるのかという課題に対して、真剣に模索する時期です。自分の興味はどこにあり、自分の能力をどう評価し、これからどうするか現実的に模索し、個性やアイデンティティを確立する時期です。

成年期は、生涯設計を修正しながら固めていく時期です。様々な反省や試行を繰り返しながら、学び直しやそれまで描いていた人生設計に変更を加え、納得できそうな将来図を描くことに取り組む時期でもあります。

④ 壮・中年期 40歳～60歳ころ 「働く・築く・導く」

壮・中年期は、人として社会に暮らす者としての義務を果たす時期です。それまでの人生で得た知識や技術を次の世代へ伝えていく事を期待される時期でもあります。しかし、この時期は人生の折り返しという意識も働き、様々な変化に見まわれる場合も併せ持ちます。家族や職場での役割の変化、体力や体調の変化、期待達成への不安などからくる心の不調も心配されます。この時期の心身の健康を保つためには、日ごろから食事や運動など生活習慣に留意するとともに、ときには、若い世代の成長をサポートし、見守ることが必要になります。

⑤ 前期高齢期（シルバー世代）61歳～75歳ころ 「熟す・伝える・示唆する」

人生100年時代の今日において、この時期は、自分らしい暮らしができる黄金期ととらえることができます。老後や家族への不安を抱える世代でもあります。自分なりの真の生きがいを探し、心を豊かにする時期を迎えます。

⑥ 後期高齢期（プラチナ世代）75歳～ 「実る・見守る」

少なからず自身の衰えを感じ始め、漠然と人生の終末を考えながら、やがて自然体で過ごす時期を迎えます。自分の生きがいを原動力にして、こころ穏やかに暮らしながら、必要に応じて、次の世代に自分の経験や知識、技術を還元していく時期です。

(2) 学びの提供主体

学びは様々な場面や、関係機関等の主体によって、ときには単独で、ときには協働しながら提供（または支援）されます。学校や公民館、図書館等は、代表的な教育や学習の提供主体です。本計画では、学びを提供する多様な主体を、①家庭、仲間集団、自己、②幼児教育施設、学校、社会教育・生涯学習機関など、③ご近所、地域、地域団体など、④個人、サークル・グループ、法人など、⑤関連する行政機関や公的機関、⑥テレビ・メディア、ICT等、の6つに分けました。

① 家庭、仲間集団、自己

家庭は一生を通じて学びと深く関わっています。特に、幼児期から児童生徒期は、家族からの学びは心身の発育発達に大きな影響力を持ちます。生活習慣やしつけ等の基本的な学びの主体は親と家庭にあります。また、能力、趣味、考え方等の類似性に基づいて形成される仲間集団も、学びにとっては欠かせません。学びは他から与えられるだけではなく、学習者自身が学びの過程に能動的に関わり、活動や行動をコントロールしながら、学習目標を達成していこうとすることが大切です。

② 幼児教育施設、学校、社会教育・生涯学習機関など

幼児教育施設から大学までの教育機関は、教育のプロ集団によって運営されています。プロとして南魚沼市らしい教育とは何かを意識し、そのアイデアを具体化していく役割と責任があります。学校に比べ、社会教育・生涯学習の教育環境は、必ずしも充実しているわけではありません。様々な講座や事業が展開されていますが、いわゆるマンネリ化も指摘されています。学習機会やプログラムの提供について、社会情勢の変化に合わせた創意工夫が必要です。

③ ご近所、地域（区や集落）、地域団体（青年団、婦人会）など

子供は地域の宝だと言われます。そこで育った子らがやがては大人になり、地域を支える核となることを期待しての表現です。その宝を地域はしっかり見守り、育てる役割を担っています。地域では、様々なかたちで古くから伝わる「祭り」や「行事」を開催してきました。子供も大人も、それぞれの役割を担いながら地域の絆を深め、「学びの場」としてきました。しかし、少子化や人口減少により、近年ではそうした「学びの場」が衰退しつつあります。

④ 個人、サークル・グループ、法人など

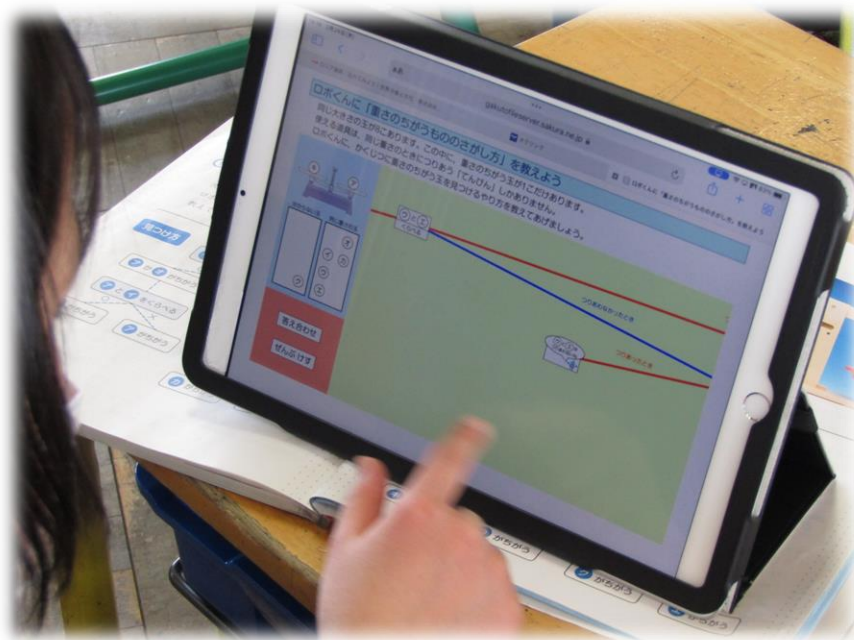
目まぐるしく変化する社会状況の中で、市民の学習を教育委員会だけで担うことには限界があります。教育に関係する専門教育を受けた人材に限らず、スポーツや文化芸術活動等に秀でた人、職業の匠など、地域全体の指導者やサークル・グループとの協力や協働が不可欠です。

⑤ 関連する行政機関や公的機関

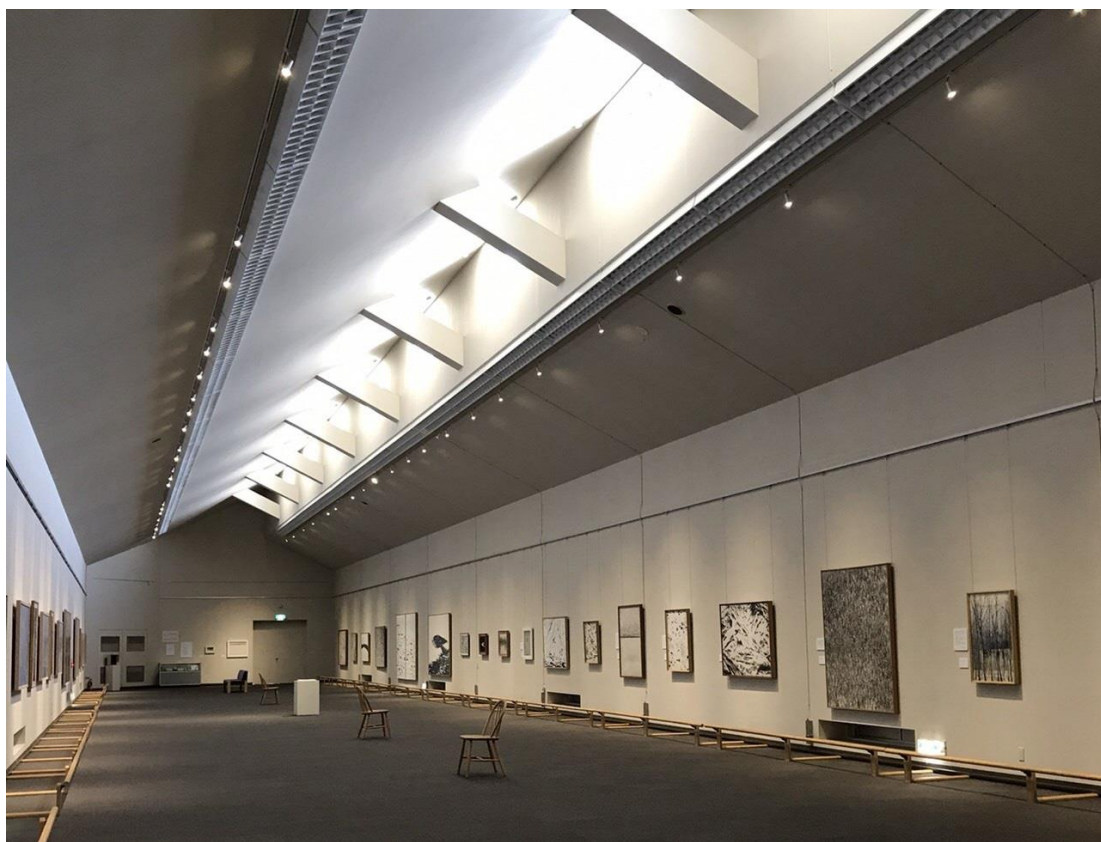
学習や教育に関するイベントやプログラムに対して、市民からの高い評価を得るためには、関係する機関や団体が主体的に創意工夫しながら、相互に協力することが重要です。

⑥ テレビ・メディア、ICT等

1960年ころから学校の教室にテレビが設置され、1999年にはミレニアムプロジェクト「教育の情報化」がスタートし、教育現場のインターネット接続について国の目標が示されました。以来、教育メディアは、質・量ともに情報化が急速に進み、学習環境が大きく変化しました。令和2年には、GIGAスクール構想*6により児童生徒一人一人にタブレット端末が配布され、学校教育や家庭学習の環境も大きく変わろうとしています。最近では、日本オープンオンライン教育推進協議会(JMOOC)がオンライン大学講座を開始し、民間の通信教育講座等も充実しています。このようにICT等を活用した新たなサービスも始まっており、既存の社会教育機関とは異なる「学びの場」の利用が進もうとしています。



タブレットを活用した小学校の授業



トミオカホワイト美術館

第三編 基本計画

第1章 各ライフステージの「学びの場」

1. 各ライフステージの学びの課題と方向性

(1) 幼児期 18ヶ月～5歳ころ 「育つ」

学びの課題

これまでの取組では、幼児教育の目的を「人格の基盤を培う」こととし、幼児教育施設をはじめ、家庭・地域も含んだ環境を整備するため、保育教諭・教員保育士等の指導力向上と、幼児を育てる地域活動や主任児童員等との連携に努めてきました。

これからの社会を生き抜くためには「自ら考え答えを見出せる人」を育てることが求められます。今後も、乳幼児期の愛着形成や感情や思考をコントロールする力をつける教育の重要性を保護者や地域全体で理解し、一層の環境づくりを進めることが重要です。幼稚園は文部科学省の管轄で、保育園は厚生労働省の管轄ですが、幼児期の学びは、これらの障壁を超え、教育委員会と子育て支援担当部署が密接に連携・協力していく必要があります。国においても、新たな組織として、こども家庭庁の創設が令和5年度に予定されており、子供政策の推進に向けて、縦割りを排した体制整備が進められようとしています。

学びの方向性

(1) 乳幼児期の家庭教育はすべての教育の出発点

乳幼児期(胎児期含む)は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期です。この時期に大切なのは、親子の間でしっかりとした絆(愛着)が生まれ、豊かな関わりを通して「非認知能力」が形成されることです。非認知能力(スキル)とは、テストでは測ることが難しい、粘り強さ、自制心、忍耐力、創造性など個人の特性による能力全般を指します。親子の絆は、生後1歳半くらいまでが大切とされ、この時期の親子の心理的な距離が、成人にいたる成長過程で様々に影響することが分かっています。同時に、社会的スキルや知的な学びの基礎も、遊びや直接的な体験を通じた豊かな関わりから育まれます。このように、乳幼児期の家庭教育は、将来に向けてよりよく生きる土台をつくる大事な出発点としなければなりません。

(2) 社会全体で支え合う家庭教育の充実

保護者からは、触れ合う時間的余裕や子供との関わり方への不安が聞かれます。子供を社会全体で支え合い、成長を共に喜び合える家庭教育の充実を進めます。また、中学校区を単位とした幼保小中の連携を、これまで以上に円滑に進めるために、体制強化を進めます。

学びを提供する主体による取組

家庭、仲間集団、自己	①親子の確かな絆(愛着)を育むための学び ②生活習慣やしつけ ③相互に認め合う関係づくり ④地域や幼児教育施設との連携
------------	--

幼児教育施設、 学校、社会教育・ 生涯学習機関	①幼保集団生活、就学前教育、公開保育 ②学校との連携・就学時の引き継ぎ ③就学前学校体験、就学児健康診断、教育相談・支援 ④読み聞かせ、親子教室、子育てセミナー、子育て学級
近所、地域、地域 団体	①地域の生活体験 ②伝統行事、地域の祭り等の催事 ③収穫体験、スキーやそりを利用した地域特有の遊び
個人、サークル、 グループ、法人	①子育てサークル活動 ②ファミリーサポートの提供 ③文化、スポーツ活動・支援 ④学習機会の提供と学力向上の促進
関連する行政機 関や公的機関	①子供・子育て支援 ②家庭サポート支援
テレビ・メディ ア、ICT等	①良質な幼児教育番組 ②ICT等を活用した幼児教育プログラムの提供



読み聞かせスペース（南魚沼市立図書館内）



ストライダー大会（大原運動公園）

(2) 児童生徒期 6歳～15歳ころ 「学ぶ」

学びの課題

これまでの取組では、不登校の発生率、「学校に行くのが楽しい」と回答する子供の割合などの項目で目標に至っておらず、早期の気づきや一層の相談体制の充実が求められています。また、家庭学習時間の確保、学力の向上、「読書が好き」と答える子供の割合が目標値に達していません。一方、中学生海外派遣、教育課程特例校「国際科」の取組、ALT配置の充実等により、国際感覚を身につけた子供たちの育成を図ってきました。また、特別支援教育推進室と学校の連携により、特別支援学級や通常学級における個別支援が充実し、子供の学びやすい環境づくりが進むとともに、教員の指導力が向上しています。

学びの方向性

(1) 自分らしい個性と確かな学力を育成する学びの場の創出

自己を見つめ、自らの課題と向き合い、自己の在り方を考える機会として、自らの個性や適性を探求する経験が必要とされます。社会のきまりを理解し、周囲と協力しながら、自立した生活を営む力を育成することが重要です。

そのため、ICTやメディアを適切に活用した授業づくりに加え、図書館と連携した読書環境の充実等により、学ぶ意欲を高め、確かな学力を育成します。また、キャリア教育の充実や、青少年の健全育成事業等により、自分らしい個性を育みながら、自らの生き方や職業選択、家庭生活等についての考えを深め、地域の文化や歴史を理解し、ふるさとを誇りに感じられるような学びの場を創出します。

(2) 社会全体で取り組む子供たちの成長

健やかな身体を育成するには、「競う」と「心身の健康」の両面から学びの場を確保することが重要です。一方で、子供たちが力を伸ばすことができる学びの確保と、教員の多忙化解消の両立を図るため、学校と地域、家庭が連携しながら、学びの場の充実を進める必要があります。

(3) 共生社会の実現

障がい等の困難の有無にかかわらず、全ての子供たちにとって学びやすい環境、生活しやすい環境を整備することが重要です。総合支援学校を推進主体としながら、子供の状況に応じて、全ての学校で学びを支える仕組みを整備し、必要な人材の確保に努めます。

グローバルで国際感覚豊かな人材を育成するため、引き続き、海外や異文化との交流を進めるとともに、ICTを活用した交流活動の充実にも努めます。

学びを提供する主体による取組	
家庭、仲間集団、自己	<ul style="list-style-type: none"> ①学校の教育活動以外での親子の協働や家庭内の会話 ②人として生きるための親の体験や考え方の伝承
幼児教育施設、学校、社会教育・生涯学習機関	<ul style="list-style-type: none"> ①「行くのが楽しい」と子供が思う学校づくり ②子供一人一人に寄り添う相談・支援体制の充実 ③学校・家庭・地域の連携による活動 ④雪などの地域資源を活用した教育プログラム開発 ⑤自然を利用したスポーツ、環境教育、野外教育の展開
近所、地域、地域団体	<ul style="list-style-type: none"> ①地域人材の連携機会の拡充 ②地域の催事や歌舞伎等の伝統芸能の伝承 ③地域ぐるみの活動の充実
個人、サークル、グループ、法人	<ul style="list-style-type: none"> ①自然体験や野外活動への参画 ②地域コミュニティ活動との連携 ③学習機会の提供と学力向上の促進
関連する行政機関や公的機関	<ul style="list-style-type: none"> ①教育環境・施設の整備 ②子供の相談支援、適応支援の充実と人材確保 ③国際交流機会の充実
テレビ・メディア、ICT等	<ul style="list-style-type: none"> ①ICT教育環境の整備 ②適正なメディア接触機会の推進 ③ICT等を活用した通信教育機会の提供



タブレットを活用した調べ学習の様子

(3) 青年・成年期 16歳～39歳ころ 「巣立つ・選択・出会う」

学びの課題

中学校卒業とともに地域と関わる教育や活動が希薄となり、高等学校でも地域探求等の学習機会を設けていますが、大学等への進学を契機に地元から離れてしまったため、地域愛を醸成する機会が少なくなっています。

学校や職場での人との関わりも希薄化しており、これまでの知恵や技術をどのように伝承していくのかといった伝える側のスキル、伝えられる側の態勢の両面が課題になっています。また、市民の生涯学習への欲求は多様化しており、新しい時代の流れに合わせた学びの場の創出により、さらに生涯学習の意欲を高める取組が必要とされています。

学びの方向性

(1) 地域を知る機会の充実

恵まれた自然環境や雪国文化をはじめ、地域の教育資源を活用した様々な生涯学習活動に市全体で取り組みます。大人が学ぶシステムを整え、仲間づくりや生きがいづくりにつながるような仕組みを構築します。

(2) 学び直しや専門的知識の習得機会の創出

図書館や関係機関と連携し、様々な学びの情報提供に努めるとともに、夢や希望の実現に向け、個性を再認識できるような学びの場を創出します。

(3) 切れ目のない支援体制の構築

様々な困難を抱えた青年、成年に対し、多様な関係者の関わりによる支援体制を構築し、居場所を確保するとともに、適応支援を進め、社会復帰を促進します。

学びを提供する主体による取組

家庭、仲間集団、自己	<ul style="list-style-type: none"> ①夢や希望の実現に向けた人生設計と職業や進路の準備 ②自己の価値観や興味のあることに対する自学自習 ③集団内の交流と人間関係の構築
幼児教育施設、学校、社会教育・生涯学習機関	<ul style="list-style-type: none"> ①将来を見据えた進路選択の支援 ②相手の悩みや課題に気づき寄り添う支援体制 ③防災、健康、暮らし等に関する身近な学びの充実 ④図書館を活用した情報収集能力の養成
近所、地域、地域団体	<ul style="list-style-type: none"> ①地域人材の連携機会の拡充 ②地域の催事や歌舞伎等の伝統芸能の伝承 ③地域ぐるみの活動の充実 ④職場体験や仕事体験プログラムの実施
個人、サークル、グループ、法人	<ul style="list-style-type: none"> ①可能な範囲での社会貢献活動への参画 ②専門技能や知識が学べる講座やセミナーの開催 ③地域コミュニティ活動と連携した文化、スポーツ活動 ④学習機会の提供と学力向上の促進
関連する行政機関や公的機関	<ul style="list-style-type: none"> ①生涯学習環境・施設の整備 ②切れ目のない相談支援、適応支援の充実と人材確保
テレビ・メディア、ICT等	<ul style="list-style-type: none"> ①ICT等を活用した通信教育機会の提供

(4) 壮・中年期 40歳～60歳ころ 「働く・築く・導く」

学びの課題

人生の折り返しの時期を迎え、習得した様々な知識や技術を、次の世代に継承する役割が期待されますが、一方で、世代的にICTの活用には慣れない人も多く、従来の方法では継続的な学びや世代間継承が難しくなっています。新しい時代の流れに合わせ、ICTを活用した情報の共有に加え、それら进行操作する技術や知識を高めることも必要となります。

これまでの時期を経て、より善く生きるためのレクリエーション活動や健康のためのスポーツの実践に取り組める時期であり、社会生活をはじめ、世代間継承も含めた多様な場面において、学び合い、教え合いながら、それらに主体的に関わることが期待されます。

学びの方向性

(1) 多様な学びの場の創出

これまで高めてきた知識や技術を継承するため、地域や民間企業、商業施設等と連携しながら、小さな集団でも活動できる体験的な学びの場を創出します。

(2) 地域よさや価値観の共有化

新しい時代に対応し、継続的に学ぶことができるようにするため、ICTの習得機会や、それらを活用した学びの場の創出により、地域よさや価値の共有化を図ります。また、地域の文化や民俗をはじめ、地域の人材が持つ知識、技術等の次世代への継承に向け、地域コミュニティ等と連携しながら、活動を保護・支援するとともに、その見える化に取り組みます。

家庭、仲間集団、自己	①仲間や家族との趣味活動、健康づくり活動、社会貢献活動 ②新しい時代に合わせた若い世代への指導（アドバイス） ③自己の知識・技術に合わせた主体的な学びの場の創出
幼児教育施設、学校、社会教育・生涯学習機関	①ICTの活用やプログラミング学習など学びの場の創出 ②ビジネス講座、経営講座など実用的な学びの場の創出 ③健康づくりを目的に気軽に楽しむスポーツプログラム開発 ④図書館を活用した学びの場の創出と情報の発信
近所、地域、地域団体	①気軽に楽しむことを最優先した健康づくり活動 ②各地の伝統的行事の伝承を目的とした研修会等の開催 ③社会貢献プログラムの実施 ④知識、技術を伝承する機会や学びの場の創出
個人、サークル、グループ、法人	①可能な範囲での社会貢献活動への参画 ②専門技能や知識が学べる講座やセミナーの開催 ③地域コミュニティ活動と連携した文化、スポーツ活動
関連する行政機関や公的機関	①生涯学習環境・施設の整備 ②生活習慣病予防や健康づくりのための講座開設
テレビ・メディア、ICT等	①ICT等を活用した通信教育機会の提供 ②ICTやデジタル化に適応するための講座の提供

(5) 前期高齢期（シルバー世代）61歳～75歳ころ「熟す・伝える・示唆する」

学びの課題

ICTの発達により、アナログだったものが急速にデジタル化されつつあります。そのため、この世代では、情報格差やICT機器への不適応が生じるおそれがあります。新しい時代に合わせた生涯学習の取組により、高齢者が家にこもりがちにならないような社会参画への仕組みづくりが必要となります。

一方、これまで、地域を牽引し、まとめ役として活躍してきた高齢者を人材として有効に活用し、伝統的な催事や民俗を保護伝承していくことが地域の継承につながります。地域コミュニティを学びの場として、高齢者の生きがいとなるような人生100年時代の新しい仕組みづくりを進める必要があります。

学びの方向性

(1) 高齢者の学びの場の整備

高齢者の培った知恵を生かす「学びの場」を設定し、地域で育んできた文化をはじめ、雪囲い、着付け、縄ない等の技術を伝える一方、学び合い教え合う工夫として、デジタル化の進む日常生活に必要な知識や技術を高齢者が学ぶ機会を創出します。

(2) ICTの活用による知識・技術の継承

ICTの活用により、高齢者の持つアナログ技術のデジタル化、マニュアル化を進め、次世代への継承を容易にします。

(3) 少子化、高齢化に対応した地域活動による世代間交流

少子化に伴い子供の人数が減少するなか、地域への愛着や活動の停滞を招かないため、子ども会や老人会といった地域の団体と連携しながら、子供と保護者と高齢者による新たな世代継承活動として、高齢者の社会参画や地域貢献活動を推進します。

学びを提供する主体による取組

家庭、仲間集団、自己	①定年退職等に伴う生活リズムの変化への適応と生きがいの創出 ②健康を意識した情報収集と筋力づくり
幼児教育施設、学校、社会教育・生涯学習機関	①高齢者の経験や特技を生かした学校での特別授業 ②新たな高齢者向け講座の開設 ③防災、健康、暮らし等に関する身近な学びの場の創出
近所、地域、地域団体	①伝統的な催事の伝承や復活への参画 ②区史や集落史の編集への参画 ③地域の子ども会等との交流活動 ④児童生徒の見守り活動等を通じた交流
個人、サークル、グループ、法人	①可能な範囲での社会貢献活動への参画 ②自分の経験や知識・技術を伝える主体的な講座開設 ③家にこもりがちな高齢者への居場所づくり
関連する行政機関や公的機関	①家にこもりがちな高齢者への居場所づくり ②生活習慣病予防や健康づくりのための講座開設
テレビ・メディア、ICT等	①ICT等を活用した通信教育機会の提供 ②ICTやデジタル化に適應するための講座の提供

(6) 後期高齢期（プラチナ世代）75歳～ 「実る・見守る」

学びの課題

いわゆる団塊の世代が2025年に75歳を迎えます。後期高齢になるにしたがい、健康面の不安が生じ、疾患とうまく付き合うことが必要な人が多くなります。できるだけ自立した生活を送れるような周囲の支援の中で、衰えがちな体力と心身の健康に適応し、本人に寄り添うような学びのプログラムが求められます。

学びの方向性

(1) 心身に無理のない趣味や生きがいづくりの取組

日々の生活に必要な健康を守り、疾患を予防するトレーニングや知識を周知するには本人の学ぶ意識に加えて、地域や家族など周囲の協力や支援が重要となります。安定した環境とリズムのなかで、周囲とコミュニケーションがとれるような、おだやかで元気の出る「生きがいづくり」を進め、心身の健康とバランスを保ちます。

(2) 自分の役割を感じる活動

その人の人生の歩みや生き方を尊重しながら、日々の生活の中で、自分自身の役割が感じられるような活動の場づくりが大切です。

学びを提供する主体による取組

家庭、仲間集団、自己	<ul style="list-style-type: none"> ①生活リズムの変化への適応と生きがいの創出 ②健康を意識した情報収集と筋力づくり ③規則正しい生活習慣に向けた周囲の協力と役割分担
幼児教育施設、学校、社会教育・生涯学習機関	<ul style="list-style-type: none"> ①高齢者の経験や特技を生かした学校等での交流活動 ②高齢者を尊敬し労わる教育の実践 ③健康を意識した体力づくり教室やスポーツ講座
近所、地域、地域団体	<ul style="list-style-type: none"> ①高齢者の経験や特技を生かした地域での交流活動 ②気軽にコミュニケーションをとることができる居場所づくり ③地域の子ども会等との交流活動
個人、サークル、グループ、法人	<ul style="list-style-type: none"> ①同世代の集まりや仲間同士の活動 ②周囲と関わりが持てる居場所づくり
関連する行政機関や公的機関	<ul style="list-style-type: none"> ①筋力づくり教室等介護予防事業の推進 ②相談支援体制の充実
テレビ・メディア、ICT等	<ul style="list-style-type: none"> ①ICT等を活用した通信教育機会の提供 ②自宅でも孤立しないオンライン講座の配信

第2章 各分野の施策及び事業の方向性と今後の取組

1. 各分野の基本方針と主な事業

第一編で示した前後期計画における基本方針の検証を踏まえ、本計画で取り組む施策の基本方針と主な事業を、関連するSDGs（持続可能な開発目標）とともに次の通り示します。

■幼児教育・学校教育の分野■

基本方針 1	安全・安心で、活気に満ちた学校づくり
---------------	---------------------------

いきいきとした学校生活が送れるように教育環境の整備・充実を図ります。学校と関係機関の連携による相談支援体制を強化し、社会の状況に対応しながら、子供たち一人一人に寄り添うとともに、心豊かでたくましい児童生徒を育成します。また、いじめや差別、暴力行為の根絶に向け、児童生徒の発達に応じ、人権や多様な生き方を尊重する教育活動を推進します。

(ア) 元気な挨拶と正しい言葉遣いができる環境の実現

(イ) いじめや非行根絶のための指導の徹底

(ウ) 不登校を減少させるための初期対応の充実

主な事業、取組	総合計画の位置づけ	ライフステージ
<ul style="list-style-type: none"> ・新しい社会の流れや、生活様式に合わせた教育施設の整備、維持管理 ・子供に寄り添った教育相談体制の強化 ・学校における多文化・共生社会の理解促進 ・いじめの早期発見と防止対策の推進 ・社会の変化に対応した新たな学区再編等の検討 	2-1 学校教育の充実 2-6 子ども・若者やその家族への支援の充実	幼児期 児童生徒期



多様性への理解
情報分析力
課題解決力



多様性の理解
状況分析力
人とつながる力



課題解決力
独創性
情報活用能力



憲法の知識
自律心
情報発信力

基本方針 2

意欲を高め、確かな学力を育成する教育の推進

幼児期の教育から子供たち一人一人が自ら学び、考え、行動できる能力の向上を目指し、自立した人生を生き抜くための基礎を育成するとともに、あらゆる差別や偏見を許さない人権尊重の教育を進めます。

子供たちの学ぶ意欲を育てる教育の実現に向け、学校と学習指導センター等が連携し、学ぶことの楽しさを実感できるような創意工夫のある授業づくりに取り組みます。

- (ア) 児童生徒が自ら学ぶ態度を育てる授業づくり
- (イ) 学習意欲と学習習慣を育てる小中連携の充実
- (ウ) 児童生徒一人一人の実態に応じた指導の充実
- (エ) 市立図書館との連携と学校図書館の充実
- (オ) 地域の特性や人材を活かした教材づくり

主な事業、取組	総合計画の位置づけ	ライフステージ
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習指導センター事業の充実 ・ 地域特性に対応した教職員への支援の充実 ・ ICT活用による深い学びのための支援の充実 ・ Q-U調査*7の実施と分析、指導の強化 ・ 学力テスト・学力調査等の分析による授業改善の推進、指導の強化 ・ 命を大切にし、人を思いやる心を育む道德教育の推進 ・ 学校図書館の活用と読書活動の推進 	2-1 学校教育の充実	児童生徒期



多様性への理解
情報分析力
課題解決力



客観性
柔軟な発想力
構想力



多様性の理解
状況分析力
人とつながる力



憲法の知識
自律心
情報発信力



小学校の授業の様子

基本方針 3	心身の健康を育む教育環境の充実
--------	-----------------

多様な働き方の選択による子育て環境の変化や、子供のメディア接触時間の増加など社会の変化を踏まえ、規則正しい生活習慣や健康づくりの教育活動を推進するとともに、メディアの長短所に留意しながら教育環境の充実に努めます。

- (ア) 心と身体の健康づくりの推進
- (イ) 規則正しい生活習慣を整える教育の推進

主な事業、取組	総合計画の位置づけ	ライフステージ
<ul style="list-style-type: none"> ・心身の健康づくりと成長に応じた性の健康づくりの推進 ・児童生徒のメディア接触コントロール ・食指導の充実と食育の推進 ・安全安心な学校給食の提供 	2-1 学校教育の充実	幼児期 児童生徒期

2 飢餓をゼロに 	4 質の高い教育をみんなに 	12 つくる責任 つかう責任 
生産・流通 システムの理解 課題解決力	多様性への理解 情報分析力 課題解決力	課題解決力 独創性 情報活用能力

基本方針 4	夢、未来、希望を育む教育の推進
--------	-----------------

グローバル化する社会の変化に適応できる児童生徒の育成のため、ICTを活用した学習環境を整備し、主体的・対話的で深い学びの実現を目指すとともに、関係機関と連携しながら地域人材の活用によるキャリア教育の推進に取り組みます。また、国際理解教育の継続的な取組により、国際感覚を身につける一方で、南魚沼市らしい教育により「ふるさと南魚沼」に愛着を持つ児童生徒の育成を目指します。

- (ア) グローバル人材の育成
- (イ) ICT教育の推進
- (ウ) ライフキャリア教育の充実

主な事業、取組	総合計画の位置づけ	ライフステージ
<ul style="list-style-type: none"> ・ICT教育の推進に向けた教育環境の整備 ・次代を担う子供たちの国際理解教育の推進 ・高等教育機関との連携・交流の促進 ・特色ある学校づくり推進事業の充実 ・学校教育活動への地域人材の活用 ・コミュニティ・スクール*8の推進 	2-1 学校教育の充実	児童生徒期

4 質の高い教育をみんなに 	10 人や国の不平等をなくそう 	12 つくる責任 つかう責任 	13 気候変動に具体的な対策を 	16 平和と公正をすべての人に 
多様性への理解 情報分析力 課題解決力	多様性の理解 状況分析力 人とつながる力	課題解決力 独創性 情報活用能力	情報分析力 創意工夫 実行力	憲法の知識 自律心 情報発信力

基本方針 5	インクルーシブ教育の推進と特別支援教育の充実
--------	------------------------

共生社会の実現に向け、学校看護師や介助員による支援を含め、一人一人の特性に応じたインクルーシブ教育*9)に取り組みます。また、総合支援学校をはじめ特別支援学級、通級指導教室の設置など、すべての児童生徒が学びやすいユニバーサルデザイン*10)に基づいた教育環境の整備と学習体制づくりを推進します。

- (ア) 一人一人の教育的ニーズに対応した支援の充実
- (イ) 幼児教育から義務教育期の切れ目のない支援体制づくり
- (ウ) 児童生徒の発達段階に応じた特別支援教育の推進

主な事業、取組	総合計画の位置づけ	ライフステージ
<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の特性に応じたインクルーシブ教育の推進 ・就学相談の充実 ・多様性と障がい理解教育等の研修機会の充実 	2-1 学校教育の充実	幼児期 児童生徒期



多様性への理解
情報分析力
課題解決力



多様性の理解
状況分析力
人とつながる力



憲法の知識
自律心
情報発信力

基本方針 6	生きる力の基礎を培う幼児教育の充実
--------	-------------------

愛着の形成や人格形成の基礎が培われる乳幼児期の重要性と特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者、家族の関わりや、地域と連携した質の高い教育・保育の提供と支援の充実により、すべての子供が大切にされ、健やかに成長できるような社会の実現を目指します。

- (ア) 義務教育の基礎となる生きる力の育成
- (イ) 幼児にとって望ましい教育の充実
- (ウ) 小学校、地域との連携強化

主な事業、取組	総合計画の位置づけ	ライフステージ
<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育と小学校の接続カリキュラムの推進 ・地域で子供を育てる取組の推進（再掲） ・家庭の教育力向上の取組の推進（再掲） 	2-1 学校教育の充実 2-5 地域・家庭教育の充実	幼児期 児童生徒期 青年・成年期 壮・中年期 前期高齢期 後期高齢期



多様性への理解
情報分析力
課題解決力



多様性の理解
状況分析力
人とつながる力



憲法の知識
自律心
情報発信力



決断力
人とつながる力
リーダーシップ

■地域・家庭教育の分野■

基本方針1 地域・家庭教育の向上

人口減少、少子高齢化、核家族化、共働き世帯の増加など社会構造の変化と多様化により、地域や家庭教育力が低下していることから、子供たちの成長を支えるプログラムや学習機会を提供し、教育力の向上と地域の活性化を推進します。

(ア) 親子で取り組める学習機会の創出による家庭教育力の向上

(イ) 学校、PTA 連合会、子ども会等との連携の強化

主な事業、取組	総合計画の位置づけ	ライフステージ
<ul style="list-style-type: none"> ・地域で子供を育てる取組の推進 ・家庭教育力向上の取組の推進 ・地域人材を活用した教育活動の充実（再掲） ・ブックスタート、読み聞かせ事業の充実（再掲） 	2-5 地域・家庭教育の充実	幼児期 児童生徒期 青年・成年期 壮・中年期



多様性への理解
情報分析力
課題解決力



憲法の知識
自律心
情報発信力



決断力
人とつながる力
リーダーシップ

基本方針2 青少年の健全育成の推進

次代を担う青少年が、家庭や学校、地域、社会において自身の責任と役割を自覚し、広い視野に立った判断力を養い、心身とも健やかに成長するため、青少年に社会参画や学習、交流機会を提供します。また、学校や子ども会等の関係団体と連携しながら地域ぐるみで健全育成活動を推進します。

(ア) 青少年の健全育成の推進

(イ) ジュニアリーダーの育成

主な事業、取組	総合計画の位置づけ	ライフステージ
<ul style="list-style-type: none"> ・地域、社会における青少年の学習機会の促進 ・健全育成に向けた啓発活動の推進 	2-5 地域・家庭教育の充実	幼児期 児童生徒期 青年・成年期 壮・中年期



多様性への理解
情報分析力
課題解決力



憲法の知識
自律心
情報発信力



決断力
人とつながる力
リーダーシップ

■生涯学習・社会教育の分野■

基本方針 1

共に学び、共に創る生涯学習の推進

誰もが生涯にわたって主体的に学び続けることができるよう、公民館や図書館等の文化施設を活用した生涯学習機会の充実を図ります。また、新しい時代の流れに合わせた様々な「学び」を通して、地域との連携や市民同士の結びつきを促進し、学び合い、教え合い、響き合い、循環する教育の実現を目指します。

- (ア) 多様な人材の活用と世代を超えた交流による市民講座の充実
- (イ) ライフステージに応じた生涯学習の推進
- (ウ) 地域資源を活用した循環型生涯学習機会の創出
- (エ) 図書館を拠点とした読書を通じた教育活動の推進
- (オ) 情報発信による生涯学習活動の周知・啓発

主な事業、取組	総合計画の位置づけ	ライフステージ
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民ニーズに応じた教養講座の推進 ・ 各種教養講座の充実による生涯学習の推進 ・ 図書館の利用促進と蔵書の充実 ・ 学校図書館と市立図書館の連携による子供の読書活動の推進 ・ ブックスタート、読み聞かせ事業の充実 ・ 地域人材を活用した教育活動の充実 ・ 活動拠点となる施設の整備・維持管理 	2-2 生涯学習の 充実	幼児期 児童生徒期 青年・成年期 壮・中年期 前期高齢期 後期高齢期



多様性への理解
情報分析力
課題解決力



客観性
柔軟な発想力
構想力



情報分析力
経営学の知識
組織運営力



課題解決力
独創性
情報活用能力



情報分析力
創意工夫
実行力



憲法の知識
自律心
情報発信力



決断力
人とつながる力
リーダーシップ

基本方針 2	文化の振興と文化財保護
--------	-------------

市民の文化・芸術活動を支援するとともに、地域の伝統文化及びその技術の保存と活用に努め、次世代に継承するための担い手確保を進めます。また、史跡や文化財等を適切に保全し、地域の貴重な資源として情報発信に努めるとともに、これらを活用した地域文化の振興を図ります。

- (ア) 地域文化の保存と活動の促進
- (イ) 伝統文化の活用と継承
- (ウ) 文化財保護と広報活動の充実

主な事業、取組	総合計画の位置づけ	ライフステージ
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の文化活動の支援と情報発信 ・重要無形文化財等伝統文化の保護と人材育成 ・歴史文書の保存と活用 ・情報発信による地域文化や文化財の振興 	2-3 地域文化の振興	児童生徒期 青年・成年期 壮・中年期 前期高齢期 後期高齢期



多様性への理解
情報分析力
課題解決力



情報分析力
経営学の知識
組織運営力

基本方針 3	地域資源を活用した野外活動と環境教育の推進
--------	-----------------------

近年の気候変動に伴う局地的で大規模な自然災害の発生や、環境の変化を踏まえ、地域の自然環境について市民が考え、理解を深める活動を推進し、持続可能な社会の実現を目指します。また、雪国の厳しい環境の中で育まれてきた地域産業や暮らしの知恵を学び体験する機会の創出により、エネルギーや環境問題に対する意識の向上を図ります。

- (ア) 自然環境保全に関する生涯学習機会の充実
- (イ) 地域等との連携による野外・環境教育の推進

主な事業、取組	総合計画の位置づけ	ライフステージ
<ul style="list-style-type: none"> ・子ども自然教室や市民講座の充実 ・雪利活用事業等の理解教育の推進 ・野外・環境教育に取り組む団体への支援 ・ボランティアスタッフやジュニアリーダーの育成 	2-7 地域に根差した野外・環境教育の推進	児童生徒期 青年・成年期 壮・中年期 前期高齢期 後期高齢期



多様性への理解
情報分析力
課題解決力



積極性
当事者意識
チームで働く力



情報分析力
経営学の知識
組織運営力



課題解決力
独創性
情報活用能力



情報分析力
創意工夫
実行力

■生涯スポーツの分野■

基本方針 1	ライフステージに応じた生涯スポーツの推進
--------	----------------------

生涯にわたって誰もが気軽にスポーツに親しみ、健康で豊かな暮らしが実現できるような環境づくりを推進します。また、スキーをはじめ、市内のスポーツ拠点施設を活用したスポーツ人口の拡大に努めるとともに、指導者の育成に取り組みます。

- (ア) ウォーキングや自転車を活用した健康増進の取組の推進
- (イ) 地域資源を活用したスポーツの推進
- (ウ) 総合型地域スポーツクラブ*11の充実
- (エ) 地域のスポーツクラブ・市民団体の育成・支援
- (オ) 子供のスポーツ機会の充実

主な事業、取組	総合計画の位置づけ	ライフステージ
<ul style="list-style-type: none"> ・ウォーキングロードの啓発と利用促進 ・自転車の利用促進による健康づくり事業の推進 ・総合型地域スポーツクラブとの連携による多様なスポーツメニューの提供 ・スポーツ教室、クラブ活動、社会体育への子供の参加促進 ・地域人材を活用した教育活動の充実（再掲） ・健康ポイント等との連動によるスポーツ習慣の啓発活動の推進 	2-1 学校教育の充実 2-4 生涯スポーツの推進	児童生徒期 青年・成年期 壮・中年期 前期高齢期 後期高齢期



3 すべての人に健康と福祉を

情報収集力
 スポーツの知識
 スポーツ指導力



4 質の高い教育をみんなに

多様性への理解
 情報分析力
 課題解決力



17 パートナシップで目標を達成しよう

決断力
 人とつながる力
 リーダーシップ



デイスポート南魚沼

基本方針 2	利用しやすいスポーツ施設の整備
--------	-----------------

スポーツ施設の適切な維持管理により、快適な利用環境を提供するとともに、利用者の利便性の向上に努め、利用促進を図ります。

(ア) スポーツ施設の利用促進

(イ) 自然環境や地域特性を活かしたスポーツ環境の整備

主な事業、取組	総合計画の位置づけ	ライフステージ
<ul style="list-style-type: none"> 指定管理施設の利用促進と施設の整備、維持 学校開放等による市民スポーツの拡大 スポーツ・ツーリズム*12等に向けたスポーツ環境の整備 	2-4 生涯スポーツの推進	児童生徒期 青年・成年期 壮・中年期 前期高齢期 後期高齢期



情報収集力
スポーツの知識
スポーツ指導力



多様性への理解
情報分析力
課題解決力



情報分析力
経営学の知識
組織運営力

基本方針 3	競技スポーツの推進
--------	-----------

乳幼児期から小中学校期の様々な種目のスポーツ経験により、競技スポーツへの基礎力づくりを推進します。また、市スポーツ協会等の関係団体と連携し、ジュニア育成事業を推進するとともに、トップレベルのスポーツを観戦する機会拡充や、それらを推進するボランティアなど「支えるスポーツ」の育成に取り組みます。

(ア) ジュニアスポーツ等の競技力向上

(イ) トップアスリートの競技などの観戦機会拡充

(ウ) 競技人口の拡大と地域を上げてスポーツに取り組む体制の整備

(エ) スポーツを通じた交流・連携の促進

主な事業、取組	総合計画の位置づけ	ライフステージ
<ul style="list-style-type: none"> ジュニア育成プログラムの創出と指導力向上 多様なスポーツ・レクリエーションイベントの誘致 スポーツボランティア等の育成・確保 サイクルスポーツを通じた広域的連携推進 スポーツ・健康分野の官民連携の促進 	2-4 生涯スポーツの推進	幼児期 児童生徒期 青年・成年期 壮・中年期 前期高齢期 後期高齢期



情報収集力
スポーツの知識
スポーツ指導力



多様性への理解
情報分析力
課題解決力



決断力
人とつながる力
リーダーシップ

■子ども・若者相談支援の分野■

基本方針1 不登校などの子供への支援の充実

集団生活への苦手感など様々な理由で不登校となった児童生徒に対し、安心して過ごせる「居場所」を提供するとともに、一人一人の心の成長と発達を促しながら、学校への復帰を支援します。学校やスクールソーシャルワーカーをはじめ、関係機関と連携し、子供や保護者等が有する課題や困難に寄り添った支援に努めます。

- (ア) 子供の気持ちやニーズに寄り添った支援の充実
- (イ) 多機関連携による包括的な支援体制の充実

主な事業、取組	総合計画の位置づけ	ライフステージ
<ul style="list-style-type: none"> ・来所相談・支援の充実 ・学習支援の充実 ・心の教室相談の実施 ・学校等と連携した相談・支援体制の強化 	2-6 子ども・若者やその家族への支援の充実	児童生徒期



多様性への理解
情報分析力
課題解決力



決断力
人とつながる力
リーダーシップ

基本方針2 若者の自立に向けた支援の充実

不登校やニート、ひきこもりなどの若者が社会的に自立できるように、若者、家族のニーズに応じた相談や「居場所」づくりを実施します。関係機関と連携し、若者、家族に寄り添った支援に努めます。

- (ア) 若者とその家族に寄り添った支援の充実
- (イ) 多機関連携による包括的な支援体制の充実

主な事業、取組	総合計画の位置づけ	ライフステージ
<ul style="list-style-type: none"> ・若者とその家族へ相談・支援の充実 ・社会参加、就労に向けた社会体験活動の実施 ・事業所等と連携した支援体制の強化 	2-6 子ども・若者やその家族への支援の充実	青年・成年期



多様性への理解
情報分析力
課題解決力



経済学の知識
客観性
キャリア形成



決断力
人とつながる力
リーダーシップ

2. 教育基盤整備の方向性

(1) 教育力向上のためのネットワーク形成

① 地域と学校教育の連携

人口減少や少子高齢化による地域の教育力の低下や、人権問題、貧困、特別な支援を必要とする子供の増加等を背景に、学校のみならず、社会全体で子供たちを育てていく体制づくりが求められています。「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という理念を掲げた新学習指導要領に沿って、学校と社会が連携・協働し、未来社会の創り手・担い手となるために必要な資質や能力を育む教育を実現します。

② 地域と社会教育の連携

少子高齢化による労働力や担い手の減少に加え、人口減少に伴う自治体の財政規模縮小と、併せて行政サービスの縮小が見込まれる一方で、人生 100 年時代の生き方と社会の在り方が重要となっています。生涯学習やスポーツを含めた社会教育活動の学習成果を適切に活かすことのできる社会の実現を目指して、地域の関係者や関係機関とネットワークを形成し、地域づくり活動やボランティア活動をはじめ、健康づくり教室、教養講座など多様な学習機会を提供します。

(2) 長期展望に立った行政組織体制の充実

① 効率的な事務局体制の構築

常に市民の立場に立つとともに、最も効率的で効果的な行政組織を目指し、業務体制や連携の見直しを進めます。総合教育会議等を活用して組織のあり方を協議し、必要に応じた行政組織の充実に努めます。

② 学校の組織力強化と支援の充実

社会の急激な変化が進むなか、学習課題のみならず、学校が抱える課題は複雑化、困難化しています。そのような状況で、教員の長時間労働の実態が明らかとなっており、学校における業務改善の取組が求められています。部活動の負担軽減や校務事務の効率化など教員が担うべき業務の明確化とその支援に加え、長時間労働に対する学校組織全体の意識改革を図りながら、心身ともに健康を維持できる職場づくりを進め、学校の組織力強化に努めます。

(3) 危機管理対策の整備

① 学校や児童生徒を取り巻く環境に対応した危機管理

これまでに発生した事故や事件、災害等を踏まえた様々な対策や取組に加え、学校保健安全法に基づく各学校の安全計画や危機管理マニュアルにより、学校内や通学路を含めた児童生徒の安全安心の確保に努めます。

また、近年の感染症対策として、衛生管理マニュアル等を参考に、学校における感染防止対策を講じるとともに、リスク管理の徹底により、教育を受ける権利を保障するための持続的な学校運営に取り組みます。

② いじめ防止と人権教育の取組

学校及び教育委員会が連携し、いじめの未然防止と早期解決を目指します。早期発見、積極認知に取り組み、児童生徒及び保護者に寄り添い適切に対応します。全ての学校で人権教育に取り組み、あらゆる差別や偏見を許さない人権尊重の学校づくりを進めます。

③ 非違行為の根絶と教員の働き方改革

学校長がリーダーシップを発揮し、風通しが良く、居心地の良い組織づくりを進めるとともに、チェック体制を構築し、ハラスメントや非違行為といった不祥事を起こさない職場づくりを進めます。また、「教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、その方針を示すことにより、教員の働き方改革を進め、健康と福祉の確保を図ります。

(4) インフラの点検・整備

① 学校施設

学校施設については、早期に耐震化や体育館天井等非構造部材落下防止対策を講じており、すべての施設の改修工事が完了しています。

児童生徒数の減少等により、学校の統廃合が進み、令和4年度からは小学校16校、中学校4校、総合支援学校1校となります。このうち、およそ57%にあたる12校が建築後30年を経過していることから、必要に応じた校内の安全確保と計画的な大規模改修を進めるとともに、学習環境の多様化に対応した機能向上を図ります。

また、南魚沼市人口ビジョンの将来の人口推計や市民の意見を参考としながら、市内全体の学校施設の在り方を検討します。統廃合や大規模改修を計画的に進め、適正で効果的な学校配置に努めます。

② 文化・スポーツ施設

文化・スポーツ施設においては、一部の施設で耐震対策が未完了であり、機能が重複している施設の統廃合や他用途への転用の際に、耐震化や大規模改修を検討する必要があります。また、多くの施設が指定管理により運営されていることから、指定管理者と協議しながら、効率的な運営方法を検討します。

市では、平成29年度(2017年度)から平成58年度(2046年度)までの30年間を計画期間とする南魚沼市公共施設等総合管理計画を策定しています。また、令和3年には施設類型区分ごとに個別施設計画を策定しましたので、これらに基づいて適切に施設管理を進めます。

第3章 計画の着実な推進

1. 数値目標の設定

本計画を着実に進めるため、各分野における施策の基本方針と主な事業について指標と目標値を設定します。目標値は、本計画の中間見直しの検討時期を考慮し、現在値（令和2年度）から5年後の令和7年度に設定します。

目標値は、毎年度その達成状況を調査し、事業の進捗状況を評価するとともに、各分野のそれぞれの取組について進行管理や見直し、改善を行うこととします。

また、計画期間の中間年及び最終年度に指標の達成度について検証し、本計画の中間見直しや次期計画策定に反映させることとします。

2. PDCAサイクルの確立

本計画を着実に推進していくためには、PDCAサイクル*13（計画 Plan→実行 Do→評価 Check→改善 Action）による事業の評価や取組の見直しを繰り返しながら事業効果を高めていくことが重要です。

また、指標を設定し、目標値の達成状況を市民と情報共有し、事業の見える化を図ることも必要となります。

そのため、毎年度ごとに、各分野の指標の進捗状況等を調査するとともに、教育委員会や総合教育会議の場において調査結果を示し、それらの事業評価により、取組の見直しや改善を行いながら計画を進めていくこととします。



3. 各分野の指標と目標値

(1) 幼児教育・学校教育の分野

No.	指標名	現在値 令和2年度	目標値 令和7年度
1	学級生活に満足している子どもの割合が60%を超える学級の割合	71.6%	75%以上
2	家庭学習を目標時間以上達成している子どもの割合が70%を超える学級の割合	小学校 81.0% 中学校 51.2%	小学校 90%以上 中学校 60%以上
3	子育て世代(20~40歳代)人口の転出超過数	転出超過 246人	転出超過 180人以下
4	いじめによる重大事態*14の発生件数	小学校 0件 中学校 0件	小学校 0件 中学校 0件
5	不登校発生率*15	小学校 0.67% 中学校 4.65%	全国平均を下回る
6	学力の向上(全国学力・学習状況調査の平均正答率の向上) ※現在値は令和3年度の結果(カッコ内は県平均正答率との差)	小学校 国語: 62% (-2.0) 算数: 68% (-1.0) 中学校 国語: 62% (-3.0) 数学: 50% (-6.0)	全国平均正答率 県平均正答率 を上回る
7	ICT教育の充実(学校への電子黒板等ICT機器の導入)	小学校 0校 中学校 0校	全学校に導入
8	コミュニティ・スクールの導入校数	1校	21校
9	国際理解教育活動事業の参加者数	中止	150人
10	放課後児童クラブを利用する児童の割合	21.52%	26%

(2) 地域・家庭教育の分野

No.	指標名	現在値 令和2年度	目標値 令和7年度
1	家庭教育関係事業の参加者数	4,586人	6,500人以上
2	家庭学習を目標時間以上達成している子供の割合が70%を超える学級の割合(再掲)	小学校 81.0% 中学校 51.2%	小学校 90%以上 中学校 60%以上
3	地区青少年育成会、子ども自然教室、ジュニアリーダー研修等の参加者数(再掲)	2,410人	3,300人

(3) 生涯学習・社会教育の分野

No.	指 標 名	現在値 令和 2 年度	目標値 令和 7 年度
1	公民館事業 1 講座当たり参加者数	158 人	200 人
2	市民 1 人当たり公民館利用回数	0.78 回	1.33 回
3	市民会館の利用者数	26,833 人	108,100 人
4	博物館等の利用者数	17,633 人	40,400 人
5	市民 1 人当たり図書館蔵書貸出冊数	4.1 冊	5.2 冊
6	図書館の来館者数	202,127 人	30 万人
7	地域の文化財や先人の功績をテーマにしたセミナー、講座等の実施回数	1 回	5 回
8	地区青少年育成会、子ども自然教室、ジュニアリーダー研修等の参加者数	2,410 人	3,300 人
9	環境保全や自然をテーマにしたセミナー、講座等の参加者数	77 人	400 人

(4) 生涯スポーツの分野

No.	指 標 名	現在値 令和 2 年度	目標値 令和 7 年度
1	市民 1 人当たり指定管理体育施設の利用回数	3.73 回	6 回
2	学校開放体育館稼働率	45.2%	60%
3	成人の週 1 回以上のスポーツ実施率 ※現在値は令和 3 年度のアンケート調査結果	42.2%	50%以上
4	スポーツを通じた健康増進事業参加者数	10,709 人	2 万人

(5) 子ども・若者相談支援の分野

No.	指 標 名	現在値 令和 2 年度	目標値 令和 7 年度
1	不登校発生率（再掲）	小学校 0.67% 中学校 4.65%	全国平均を下回る
2	若者相談窓口の相談件数	49 件	55 件
3	若者の居場所利用者数	14 人	20 人

用語の解説

Society5.0 (*¹ P8)

内閣府では、「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）」と定義しています。Society5.0により、現在の社会が抱える問題を、最新技術を利用して克服し、人とモノが繋がり、より効率的で快適な社会を目指すものです。

ICT (*² P8)

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。通信技術を活用したコミュニケーションを意味しています。ICTを活用したシステムやサービスが普及することで、教育分野をはじめ、社会インフラとして新たなイノベーションを生むことが期待されています。

ALT (*³ P14)

Assistant Language Teacher（外国語指導助手）の略。南魚沼市では、令和3年度現在、小学校に7名、中学校に2名のALTを配置しています。

スクールソーシャルワーカー（SSW） (*⁴ P16)

問題を事例化して支援の組立（ケースワーク）をする福祉の専門家。当事者である子供と保護者や教職員、地域の関係者、関係機関のつながりを強化し、協働しながら子供の自立を促すコーディネーターとしての働きも担っています。ケースに応じてカウンセラーや相談員等と役割分担しながら連携することで効果を発揮しています。

DV (*⁵ P16)

ドメスティック・バイオレンスの略。配偶者や恋人など親密な関係にある、または、あった者から振るわれる暴力のこと。日本では、配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護を図ることを目的に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が制定されており、一般的に「DV防止法」と呼ばれています。

GIGAスクール構想 (*⁶ P30)

小中高等学校等の教育現場で児童・生徒各自がパソコンやタブレットといったICT端末を活用できるようにする文部科学省の取組。「GIGA」は「Global and Innovation Gateway for All（全ての児童・生徒のための世界につながる革新的な扉）」の意味。文部科学省では、令和元年度から5年間かけて順次ハード環境を整備する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、オンラインを活用した授業や学習への必要性が高まったことから、補正予算を活用して端末導入のスケジュールを大幅に前倒ししました。南魚沼市では、令和3年度にすべての小中学校、総合支援学校の端末導入と校内LAN整備が完了し、授業等に活用しています。

Q-U調査 (*⁷ P41)

Questionnaire-Utilities 調査の略。児童生徒の健やかな成長や学力の向上のための重要な要素となる学級環境の満足度をはかるアンケート調査のこと。

コミュニティ・スクール (*⁸ P42)

保護者や地域のニーズを反映させるために、地域住民が学校運営に参画できるようにする仕組み（学校運営協議会）を有する学校のこと。南魚沼市では、令和3年度現在、総合支援学校1校が該当しています。

インクルーシブ教育 (*⁹ P43)

子供たち一人一人が多様であることを前提に、誰もが望めば自分に合った配慮を受けながら、障がいの有無に関わりなく、一緒に学べることを目指す教育理念と実践プロセスのこと。

ユニバーサルデザイン (*¹⁰ P43)

障がいの有無に関わりなく、誰にでも分かりやすい授業を行ったり、配置や表示の工夫、教室や設備等の教育環境を整えたりすること。

総合型地域スポーツクラブ (*¹¹ P47)

市民が身近な場所でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブ。子供レベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域で自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと。南魚沼市には、「南魚スポーツパラダイス」と「スポーツ&ライフ南魚沼」の2つの総合型地域スポーツクラブがあります。

スポーツ・ツーリズム (*¹² P48)

地域のスポーツ資源とツーリズムを融合した取組。既存のスポーツ資源のほかにも地域資源がスポーツの力で観光資源となる可能性もあります。スポーツを、「する」（大会参加やアクティビティ、合宿等）、「観る」（スポーツ観戦等）、「支える」（ボランティアやマネジメント等）ことにより、周辺観光や飲食宿泊等への経済効果、交流人口拡大、スポーツ施設・プログラムや宿泊環境整備等のまちづくり、スポーツイベント招致による地域発信等が期待されます。

PDCAサイクル (*¹³ P52)

Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)を繰り返すことによって、業務を管理し、継続的に改善していく手法のこと。

いじめによる重大事態 (*¹⁴ P53)

いじめ防止対策推進法では、第28条第1項において、①いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、②いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安とする）、の2つを重大事態としています。

不登校発生率 (*¹⁵ P53)

不登校の理由で1年間に30日間以上の欠席があった児童及び生徒の割合のこと。



市内スキー場に設置したモンスターハーフパイプから南魚沼市内を望む

資料編

○南魚沼市教育基本計画検討委員会設置要綱

平成31年4月26日

教育委員会告示第8号

改正 令和元年9月30日教育委員会告示第7号

(設置)

第1条 南魚沼市における教育振興の基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、南魚沼市教育基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、南魚沼市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提言するものとする。

- (1) 基本計画の策定に関する事項
- (2) 基本計画の円滑な推進のための具体的施策
- (3) その他本市教育の充実のために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 保護者代表
- (5) その他教育、保育、文化及びスポーツに精通した者

3 委員の任期は、委嘱の日から前条に規定する提言を行う日までとする。

(令元教委告示7・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

ろによる。

- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見を求めることができる。

(専門部会)

第6条 委員長は、専門的な事項について調査及び審議するため、必要に応じて委員会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。
- 3 前2項のほか、専門部会に必要な事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年5月1日から施行する。

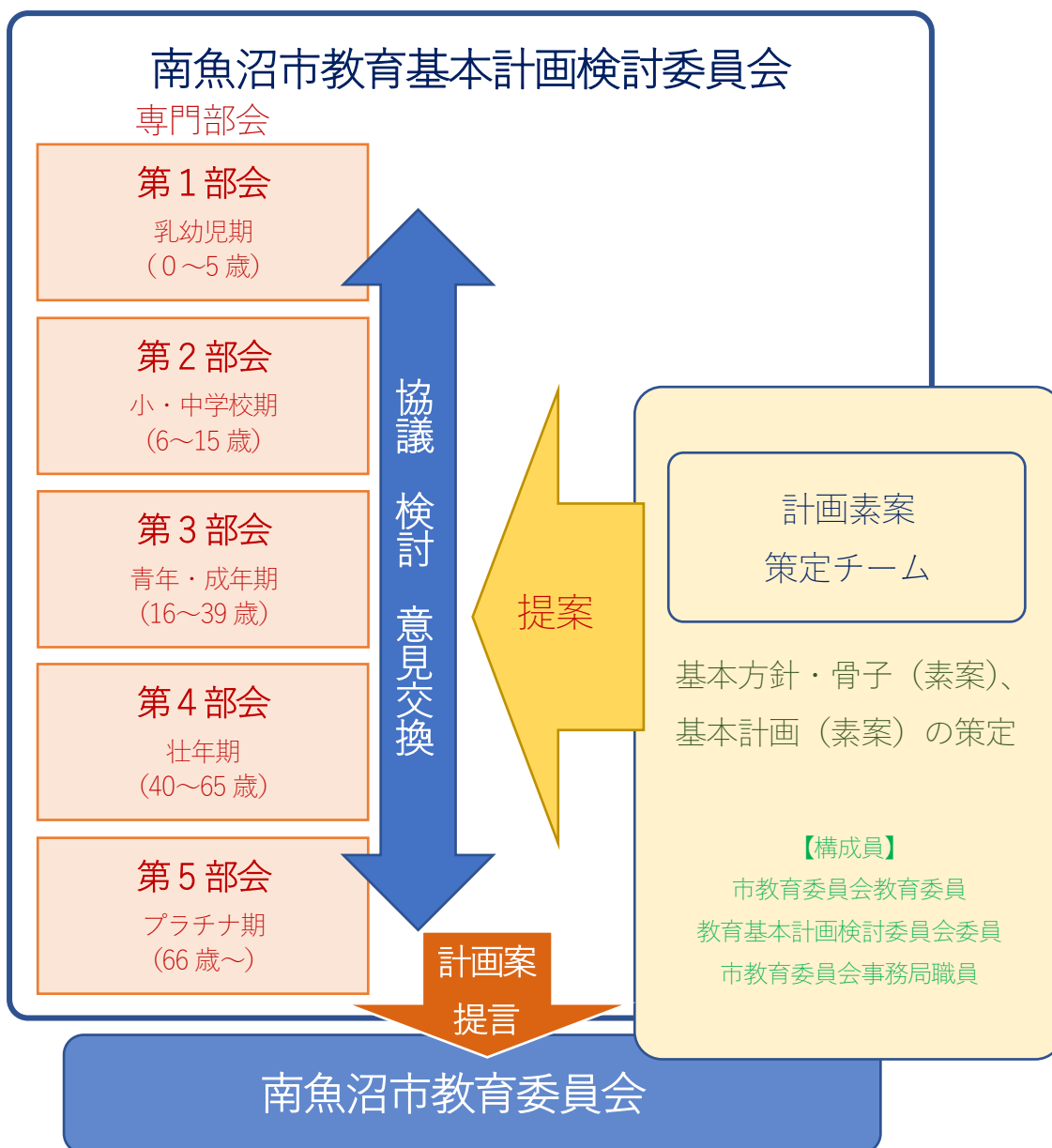
(この告示の失効)

- 2 この告示は、第2条の規定に基づく提言のあった日をもって、その効力を失う。

附 則 (令和元年9月30日教育委員会告示第7号)

この告示は、公布の日から施行し、令和元年9月1日から適用する。

○教育基本計画検討委員会の組織体制



○教育基本計画検討委員会委員及び策定に携わった関係者

青木 秀行、阿部 正敏、梅澤 修、大前 純一、岡村 秀康、片桐 克巳、加藤 英子、川島 亜紀子、木村 かすみ、木村 直子、久川 寛、倉上 明、桑原 博、齋木 道雄、須藤 文子、角谷 正雄、関 浩二、高橋 克美、高橋 利彦、滝沢 一也、滝沢 正浩、田中 和徳、種村 啓子、豊野 賢（故人）、長澤 俊英、南雲 権治、南雲 真一、並木 富美子、西潟 一郎、西潟 英男、西野 仁、羽吹 令子、林 祐美子、平賀 重朗、笛木 隆、松崎 孝子、松田 毅、山崎 一也、山崎 芳人、山田 清輝（敬称略）

※新型コロナウイルス感染症の影響により計画策定期間が長期化し、委員等の所属や役職に多くの変更があったため、それらの記載を省き、氏名のみを五十音順で掲載しました。

第 2 次南魚沼市教育基本計画

共に学び、共に創る「学びの郷 南魚沼」

発行：南魚沼市教育委員会

新潟県南魚沼市六日町 865 番地

電話 025-773-6700

編集：南魚沼市教育委員会事務局

発行日：令和 4 年 4 月